

大江町水道事業経営戦略



日本一公園からの眺望

令和8年3月改定

 大江町建設水道課

目 次

§ 1. 経営戦略改定の要旨	1-1
1.1 経営戦略改定の目的	1-1
1.2 経営戦略の位置付け	1-2
1.3 計画期間	1-3
§ 2. 水道事業の概要	2-1
2.1 大江町の概要	2-1
2.1.1 町の概要	2-1
2.1.2 人口の推移	2-2
2.2 水道事業の概要	2-3
2.2.1 事業の沿革	2-3
2.2.2 事業の現況	2-6
2.2.3 施設の現況	2-7
2.2.4 水道料金の状況	2-9
2.2.5 組織の概要	2-10
2.2.6 これまでの主な経営健全化の取組み	2-12
2.3 経営指標を用いた経営分析	2-13
2.4 現状分析まとめ	2-26
§ 3. 将来の事業環境	3-1
3.1 水需要予測	3-1
3.1.1 将来人口の予測	3-1
3.1.2 有収水量の予測	3-5
3.1.3 料金収入の見通し	3-7
3.2 施設の見通し	3-8
3.2.1 更新を実施しなかった場合の健全度	3-8
3.2.2 更新基準を考慮して更新する場合の健全度	3-10
3.2.3 更新基準を考慮して更新する場合の更新需要	3-13
3.2.4 更新需要まとめ	3-15
3.3 組織の見通し	3-16
3.4 財政収支見通し(料金改定ケース)	3-17
3.5 まとめ	3-19

§ 4. 経営課題と経営改善に向けた取組み	4-1
4.1 経営の基本方針	4-1
4.2 経営課題の整理	4-2
4.3 経営改善に向けた取組み	4-3
§ 5. 投資・財政計画の改定	5-1
5.1 投資・財政計画（収支計画）	5-2
5.2 投資・財政計画（収支計画）の改定に当たっての説明	5-2
5.2.1 収支計画のうち投資についての説明	5-2
5.2.2 収支計画のうち財源についての説明	5-6
5.2.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	5-14
§ 6. 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み ...	6-1
6.1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等	6-1
6.2 財源についての検討状況等	6-2
6.3 投資以外の経費についての検討状況等	6-3
6.4 業務効率化、DX・GX等の取組みについて	6-3
§ 7. 経営戦略の事後検証と進捗管理	7-1
7.1 事後検証に関する事項	7-1
7.2 ロードマップ.....	7-2

§ 1 経営戦略改定の要旨

§ 1. 経営戦略改定の要旨

1.1 経営戦略改定の目的

経営戦略は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画です。

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められています。

水道事業の経営環境は、人口の急激な減少等に伴うサービス需要の大幅な減少や、所有する施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大等に直面し、取り巻く事業環境は厳しいものとなっています。

将来にわたって、安定的に水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要です。

本町では、平成 29 年 3 月に大江町上下水道事業経営戦略を策定し、経営の健全化に取り組んできました。

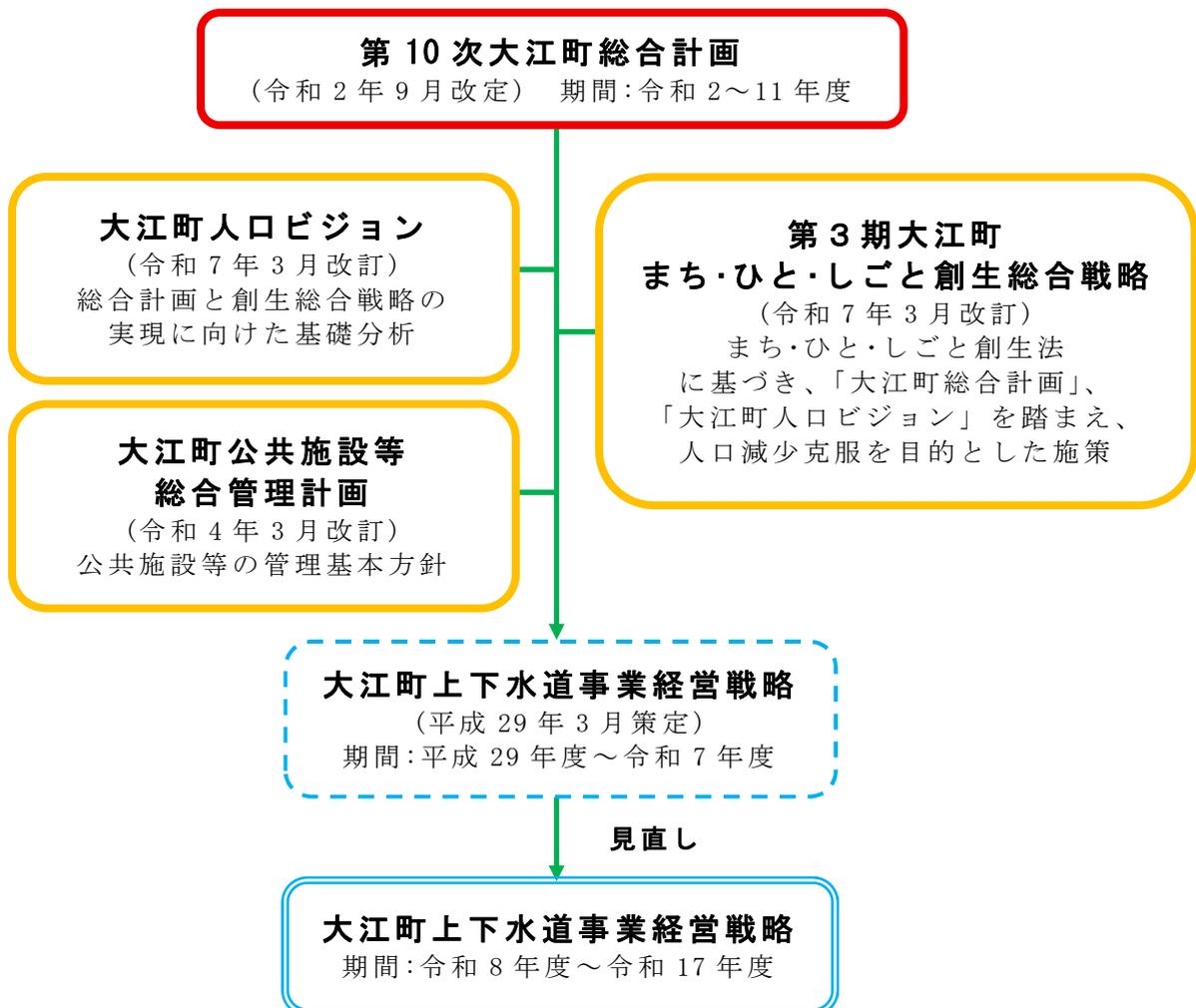
前回の経営戦略策定からの期間経過と経営環境、社会情勢等事業を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しが必要であることから、今回の全面改定を実施するものです。

1.2 経営戦略の位置付け

各公営企業が将来にわたって安定的に住民サービスを提供し続けることが可能となるよう、総務省は各公営企業に対して経営戦略策定・改定のためのガイドライン及びマニュアルを示しています。

本水道事業経営戦略は、ガイドラインで示された構成要素を基本に、本町をとりまく事業環境を勘案し、第10次大江町総合計画を最上位とし、第3期大江町まち・ひと・しごと創生総合計画、大江町人口ビジョン、大江町公共施設等総合管理計画等を上位計画とし、水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置付けます。

経営戦略の改定後は、毎年度進捗管理を行い、実績との乖離について検証し、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、この経営戦略を上水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資する重要なツールとして位置付けるものです。



1.3 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」（総務省）において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」旨が示されていること、加えて長期的な見通しには不確実性(国の制度変更、本町の財政状況の変動等)が伴うことを勘案し、本経営戦略の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

表 1-1 関連計画と経営戦略の計画期間

令和 年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	33	～	42
西暦 20	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	～	51	～	60
第10次 総合計画																
第3期 創生総合戦略	改訂															
人口ビジョン	改訂															
公共施設等 総合管理計画																
水道事業 経営戦略		改定														

§ 2 水道事業の概要

§ 2. 水道事業の概要

2.1 大江町の概要

2.1.1 町の概要

大江町は、昭和 34 年 8 月 20 日に左沢町と漆川村の合併により誕生しました。

山形県のほぼ中央部、山形盆地の西部に位置し、朝日山系に源を発し最上川に注ぐ延長 24.2km の一級河川月布川を中心として東西 24km、南北 16km と東西に細長く伸びた地形となっています。

町西部は、朝日山系の小朝日岳(1,647m)、古寺山(1,501m)等の高山群に囲まれており、東に向かうに従い標高が下がり田、畑、樹園等の耕地が開け集落が散在し、町の中心市街地である左沢は、最上川と月布川が合流する町の東端に位置しています。

§ 2

水道事業の概要

§ 2

水道事業の概要



山形県市町村図

出典：町勢要覧(令和 6 年 12 月)他

図 2-1 大江町の概要

ぶくちゃん：町公式 SNS キャラクター

2.1.2 人口の推移

本町の人口は、昭和 25 年(1950)年の 17,159 人をピークに年々減少し、令和 7 年(2025 年)には 7,005 人となり、75 年間で約 1 万人減少しました。

平成 27 年(2015 年)～令和 7 年(2025 年)の過去 11 年間の行政区域内人口並びに世帯数の推移を図 2-2、表 2-1 に示します。

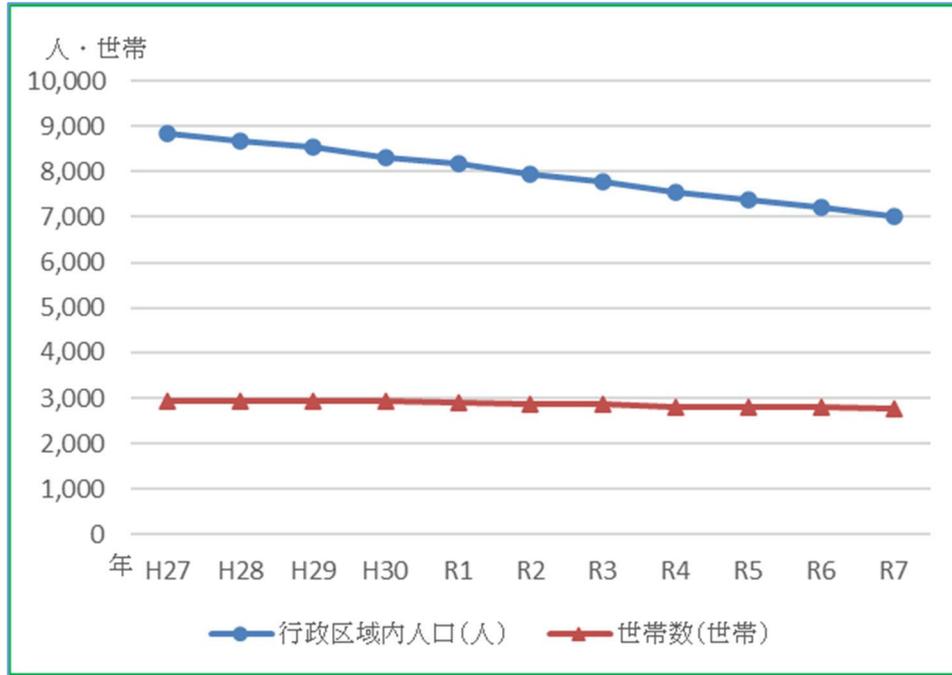


図 2-2 行政区域内人口と世帯数の推移

表 2-1 行政区域内人口と世帯数

項目 年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口(人)	8,833	8,686	8,539	8,322	8,172	7,951
世帯数(世帯)	2,944	2,924	2,933	2,921	2,913	2,883
項目 年	R3	R4	R5	R6	R7	-
行政区域内人口(人)	7,792	7,552	7,364	7,205	7,005	-
世帯数(世帯)	2,855	2,803	2,804	2,802	2,778	-

資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日 外国人含む

2.2 水道事業の概要

2.2.1 事業の沿革

大江町水道事業の給水区域は、行政区域東部の左沢区域を中心とし、月布川、県道大江－西川線沿いに西部地域まで広がっています。

町の南西部は、小朝日岳や伏辺山といった標高1,000mを超える山々が連なり、未給水地区となっています。また、寒河江市内に位置する飛地（木の沢地区）は、寒河江市水道給水エリアです。

§ 2

水道事業の概要

§ 2

水道事業の概要



大江町水道事業の給水区域

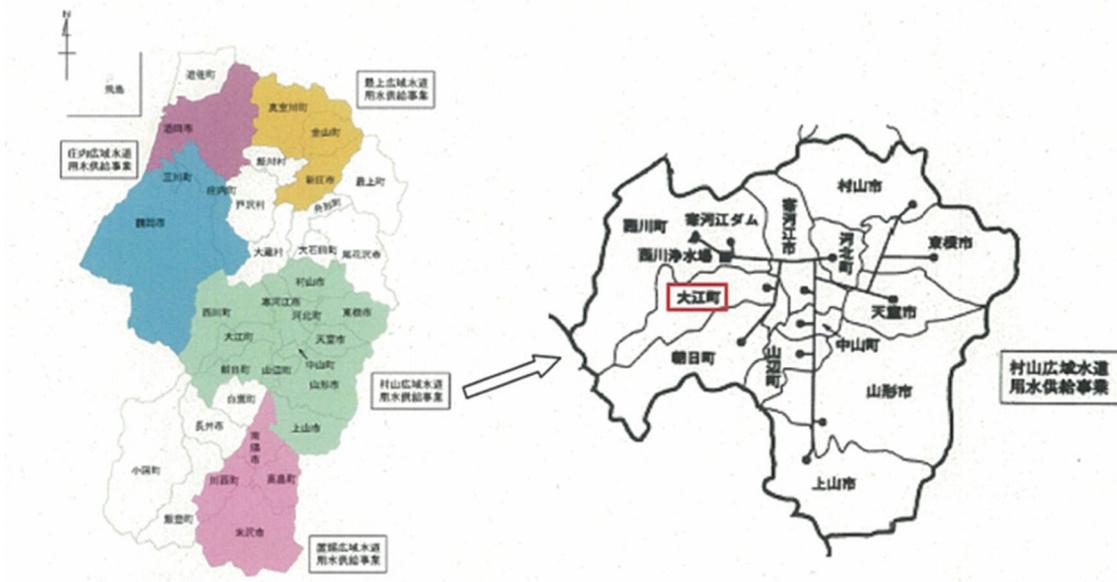
※現在は全て上水道事業と統合

【水道事業】

水道事業は、昭和 37 年に月布川（伏流水）を水源とし、一日最大給水量 2,600 m³/日の経営認可を受け昭和 40 年に給水を開始し、昭和 59 年から村山広域水道用水供給事業より全面受水をする事になり現在に至っています。

表 2-2 水道事業の沿革

事業名	認可年次	目標年次	給水人口	1日最大給水量	一人日最大給水量	総事業費
創設	昭和 37 年	昭和 47 年	8,000 人	2,600 m ³ /日	325L/人・日	109,891 千円
第一次拡張	昭和 47 年	昭和 55 年	8,000 人	3,600 m ³ /日	450L/人・日	195,722 千円
沈殿地築造	昭和 51 年	昭和 61 年	8,000 人	3,600 m ³ /日	450L/人・日	34,000 千円
第二次拡張	昭和 57 年	昭和 67 年	8,000 人	3,990 m ³ /日	470L/人・日	273,363 千円



村山広域水道用水供給事業の概要

【西部簡易水道事業】

西部簡易水道事業は、昭和 52 年に柳川地内の月布川右岸側に長畑水源（伏流水）を求め、一日最大給水量 560 m³/日の創設認可を受け給水を開始し、平成 9 年に変更認可を受け柳川浄水場（膜ろ過）を建設し、その後平成 19 年に水道事業に統合しています。

表 2-3 西部簡易水道事業の沿革

事業名	認可年次	目標年次	給水人口	1日最大給水量	一人日最大給水量	総事業費
創設	昭和 52 年	昭和 62 年	2,800 人	560 m ³ /日	200L/人・日	800,000 千円
拡張	昭和 58 年	昭和 68 年	2,350 人	730 m ³ /日	311L/人・日	129,200 千円
拡張変更	平成 9 年	平成 19 年	1,700 人	730 m ³ /日	429L/人・日	352,800 千円

【用簡易水道事業】

用簡易水道は本町の南東に位置し、昭和 47 年に湧水を水源とし経営認可を受け、昭和 48 年に給水を開始し、その後認可変更はなく、平成 28 年に水道事業に統合しています。

表 2-4 用簡易水道事業の沿革

事業名	認可年次	目標年次	給水人口	1日最大給水量	一人日最大給水量	総事業費
創設	昭和 46 年	昭和 57 年	160 人	24 m ³ /日	200L/人・日	7,900 千円

【黒森飲料水供給施設】

黒森飲料水供給施設は、西部簡水貫見地区より北方に約 1km 離れたところに位置し、昭和 56 年に湧水を水源とし経営認可を受け翌年に給水を開始し、その後平成 28 年に水道事業に統合しています。

表 2-5 黒森飲料水供給施設の沿革

事業名	認可年次	目標年次	給水人口	1日最大給水量	一人日最大給水量	総事業費
創設	昭和 56 年	昭和 65 年	55 人	11 m ³ /日	200L/人・日	千円

【道海飲料水供給施設】

道海飲料水供給施設は、西部簡水中沢口地区より南方に約 2km 離れたところに位置し、昭和 53 年に湧水を水源とし経営認可を受け翌年に給水を開始し、その後平成 28 年に水道事業に統合しています。

表 2-6 道海飲料水供給施設の沿革

事業名	認可年次	目標年次	給水人口	1日最大給水量	一人日最大給水量	総事業費
創設	昭和 53 年	昭和 64 年	98 人	19.6 m ³ /日	200L/人・日	48,631 千円

2.2.2 事業の現況

本町の事業現況は下記の通りです。

表 2-7 水道事業の現況 (2025 年 3 月現在)

供用開始年月日	昭和 40 年 10 月 11 日	計画給水人口	8,300 人
法適(全部・財務) 非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	6,804 人
		年間総配水量	1,290.89 千 m^3
給水区域面積	2,501ha	年間総有収水量	1,075.53 千 m^3
有収水量密度 ※	0.430 千 m^3 /ha	有収率	83.3%

※有収水量密度：給水区域面積当たりの有収水量

2.2.3 施設の現況

本町の施設の現況は下記の通りです。

表 2-8 施設の現況

水源	■表流水 □ダム ■伏流水 □地下水 ■受水 □その他			
施設数	浄水場設置数	1 箇所	管路延長	94.16 千m
	配水池設置数	9 箇所		
施設能力	4,864 m ³ /日		施設利用率 ※	64.2%

※施設利用率：一日配水能力に対する一日平均配水量の割合

表 2-9 施設一覧 1/2

種別	施設名	備考
水源施設	きりどめ 切留水源	
	やながわ 柳川水源	
	うるしかがり 漆掛第1水源(用)	
	うるしかがり 漆掛第2水源(用)	
	くるもり 黒森水源	
	どうかい 道海水源	
導水施設	きりどめ 切留第1接合井	
	きりどめ 切留第2接合井	
浄水施設	むらやま 村山広域水道受水用2次滅菌設備(二次滅菌) 〔楯山配水池管理棟内〕	
	とくさわ 徳沢浄水場(紫外線)〔徳沢配水池内〕	
	やながわ 柳川浄水場(膜ろ過・活性炭)	
	よう 用地区浄水場(紫外線)	
	くるもり 黒森地区浄水場(滅菌のみ)	
どうかい 道海地区浄水場(滅菌のみ)		
配水施設	たてやま 楯山配水池(村山広域水道受水)	
	しもきたやま 下北山配水池	
	さんごう 三郷配水池	
	配水調整池(自然の家)	
	とくさわ 徳沢配水池(高区)	

表 2-9 施設一覧 2/2

種 別	施 設 名	備 考
配水施設	ながぼたけ 長畑配水池(高区)	
	ぬくみ 貫見配水池(低区)	
	よう 用配水池	
	くろもり 黒森配水池	
	どうかい 道海配水池	
	おおみ 小見加圧ポンプ場	
	大山加圧ポンプ場	
	レークサイド <small>おおみ</small> 小見加圧ポンプ場	
	いち <small>さわ</small> 市の沢加圧ポンプ場	
	自然の家加圧ポンプ場(楯山配水池内) <small>たてやま</small>	
	さんごう 三郷配水池加圧ポンプ場	
	ぼうやま 望山加圧ポンプ場	
	やながわ 柳川加圧ポンプ場	
	第 1 加圧ポンプ場(中沢口) <small>なかさわぐち</small>	
	第 2 加圧ポンプ場(小清) <small>こせい</small>	
	第 3 加圧ポンプ場(小鉾) <small>こじゅうな</small>	
	第 4 加圧ポンプ場(材木) <small>ざいもく</small>	
第 5 加圧ポンプ場(貫見) <small>ぬくみ</small>		
中央管理室		
管路	導水管 5,437m	
	送水管 2,738m	
	配水管 103,744m	

§ 2

水道事業の概要

§ 2

水道事業の概要

2.2.4 水道料金の状況

水道事業の経営に要する経費は、基本的には供給するサービス(給水)の受益者が支払う対価(料金)によって賄われています。

水道事業が独立採算制によって運営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた料金設定を行い、それを遺漏なく徴収することによって達成されます。

また、水道料金は単に原価を賄うだけではなく、一定の資産維持費(将来の施設の改良、上水道施設の整備及び元金償還金等資本的支出に充当されるべき資本コスト)も確保する必要があります。

さらに安定したサービスの供給を続けていくためには、経営基盤の強化を目的に定期的な料金体系の見直しも必要です。

本町の水道料金は、基本料金と従量料金の併用制を採用しており、料金表は下記のとおりです。

表 2-10 水道使用料金

(税抜き)

種 別	専用 給水装置	私設 消火栓		
用 途	-	演習用		
使用料	基本料金 (基本水量 5 m ³)	1,800 円	1 m ³ あたり 180 円	
	超過料金 (1 m ³ あたり)	5 m ³ 超 10 m ³ 以下		80 円
		10 m ³ 超 3,000 m ³ 以下		240 円
		3,000 m ³ 超 6,000 m ³ 以下		60 円
		6,000 m ³ 超		30 円

(出典：大江町水道給水条例 別表第2 水道使用料)

2.2.5 組織の概要

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業に関わる業務は建設水道課が担当しており、庶務係、工務係で構成されています。

建設水道課長を含め7名(うち人件費計上職員数：上水道2名、公共下水道2名、農業集落排水1名)体制で運用しています。

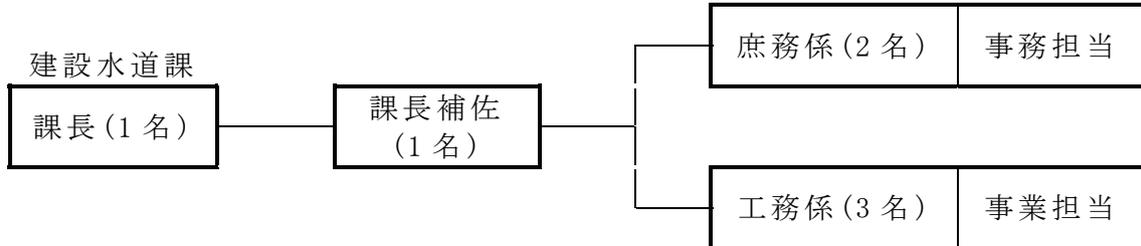


図 2-3 建設水道課組織図

表 2-11 係名と分掌事務内容

係名	分掌事務
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上・下水道事業の資産の運用調整及び取得管理処分に関する事 ◇ 上・下水道事業の経営戦略策定に関する事 ◇ 上・下水道事業の滞納整理及び処分に関する事 ◇ 上・下水道事業の例月監査に関する事 ◇ 下水道事業の予算、決算、経理に関する事 ◇ 下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する事 ◇ 下水道排水設備確認申請等に関する事 ◇ 下水道事業の普及及び加入促進に関する事 ◇ 上・下水道事業の入札及び請負契約に関する事 ◇ 水道事業の予算、決算、経理に関する事 ◇ 上水道料金、その他の収入金の調定に関する事 ◇ 上・下水道事業の使用料の算定及び賦課並びに納付書の発送に関する事 ◇ 給水装置の所有権移転、名義変更、使用の開始、休止及び廃止手続きに関する事 ◇ 上水道の使用水量の計量に関する事 ◇ 係の庶務に関する事

工務係	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上水道の水質検査に関する事 ◇ 上・下水道施設の設計、施工に関する事 ◇ 上水道の貯蔵資材及び物品の出納並びに保管に関する事 ◇ 排水環境の浄化保全に関する事 ◇ 上水道施設の維持管理に関する事 ◇ 公共下水道施設の維持管理に関する事 ◇ 農業集落排水処理施設の維持管理に関する事 ◇ 給水装置の開閉栓に関する事 ◇ 給水設備工事に関する事 ◇ 指定給水装置工事事業者及び指定下水道工事店の指定等に関する事 ◇ 上水道の異常水量の計量に関する事 ◇ 合併処理浄化槽等に関する事
-----	---

2.2.6 これまでの主な経営健全化の取組み

水道事業では様々な業務を行っていますが、民間事業者等に業務を委託することに利点があるものについては、維持管理の品質を保つことを前提として民間等活用を行っています。

これにより、経費の縮減を実現しつつ、民間事業者等がもつ技術やノウハウが生み出すメリットを享受することで、効率的な事業運営を行っています。

①維持管理業務委託

施設の運転管理については民間事業者に委託することにより、運用経費の削減に取り組んでいます。

民間委託を実施することにより、常時配置人員を削減するとともに、民間事業者のノウハウや創意工夫による運営管理を行っています。

②施設清掃・点検業務委託

施設の清掃・点検について業務委託を行っています。

これにより、専用車両、清掃・点検機材等の調達及び維持費の削減、民間事業者の清掃・点検管理技術を活用した安全で適正な施設機能の維持を実現しています。

③アセットマネジメントの策定

令和7年度にアセットマネジメント計画を策定しており、施設の劣化状況把握、更新時期・費用の算定、財源確保等の計画的な資産管理を行い持続可能な事業を実現します。

④広域化検討の取組み

山形県水道事業広域連携検討会に参画し、水道事業の広域連携による経営基盤強化の検討を行っています。

2.3 経営指標を用いた経営分析

経営比較分析表とは、総務省が定めたもので、複数の指標に基づき各地方公営企業を比較・分析し、経営の状況や課題を把握するためのツールです。

これを用いた本町の水道事業の経営状況の分析は、以下のとおりです。

§ 2

水道事業の概要

§ 2

水道事業の概要

経営比較分析表（令和6年度決算）

山形県 大江町

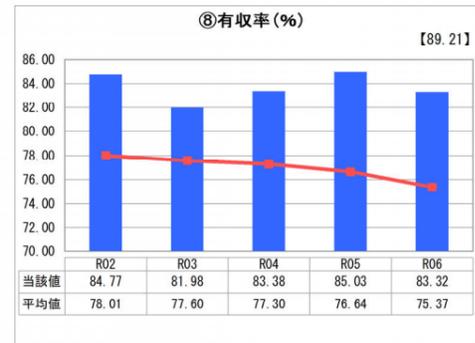
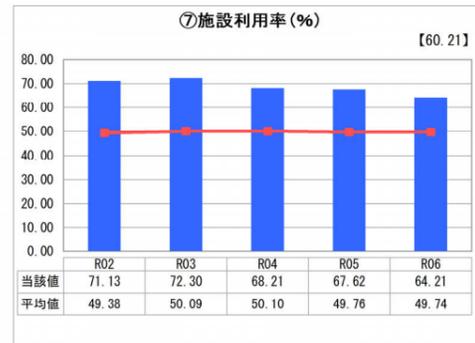
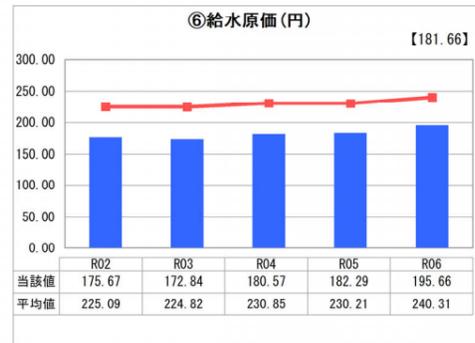
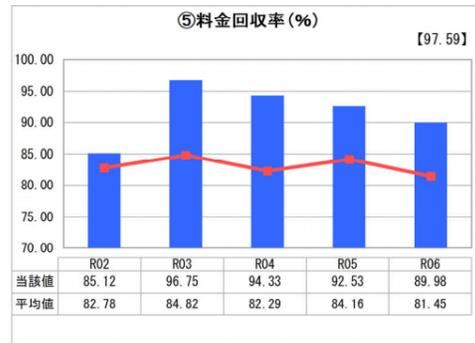
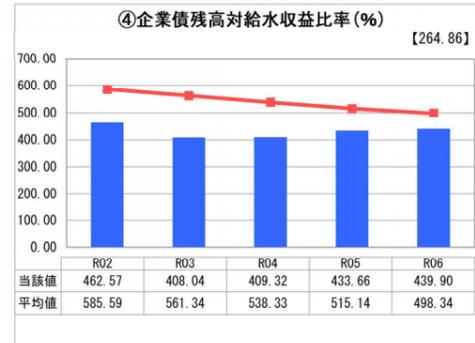
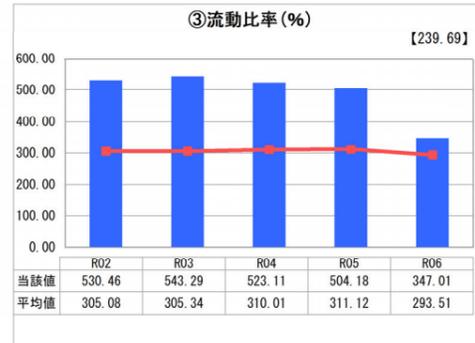
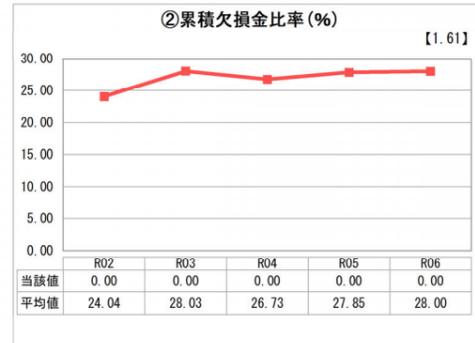
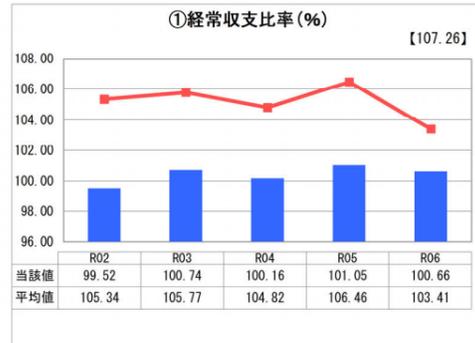
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	58.57	97.13	5,060	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,062	154.08	45.83
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
6,804	25.01	272.05

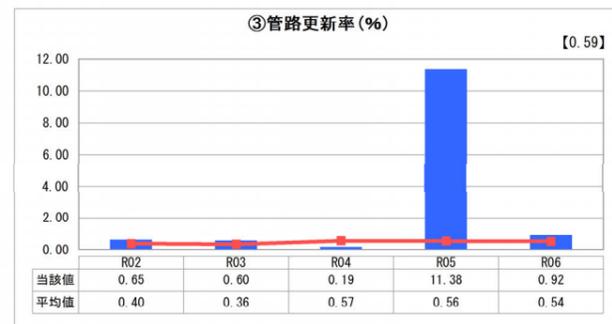
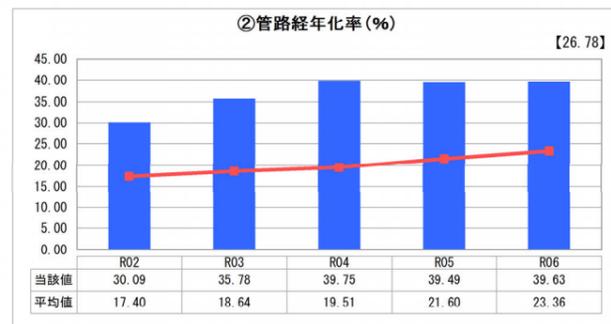
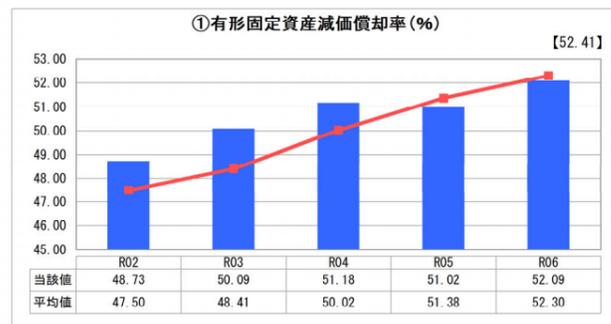
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性・効率性を示す各指標は、概ね良好な状況となっている。経常収支比率は100%以上だが、料金回収率は100%を下回り、供給単価が給水原価以下となっていることを示している。類似団体との比較で、有収率、施設利用率は比較的高水準で推移しており、引き続き漏水対策や効率的な施設維持管理を図ってきたい。

2. 老朽化の状況について

老朽化の状況を示す各指標については、有形固定資産減価償却率や管路経年化率が年々増加の傾向を示しており、他の類似団体と比較しても施設及び管路の老朽化が進行している状況である。今後、施設の経年化や耐用年数を超える管路がさらに増えていくことから、適切な維持管理による施設の長寿命化や管路更新を計画的に行いながら老朽化対策を進めていく。

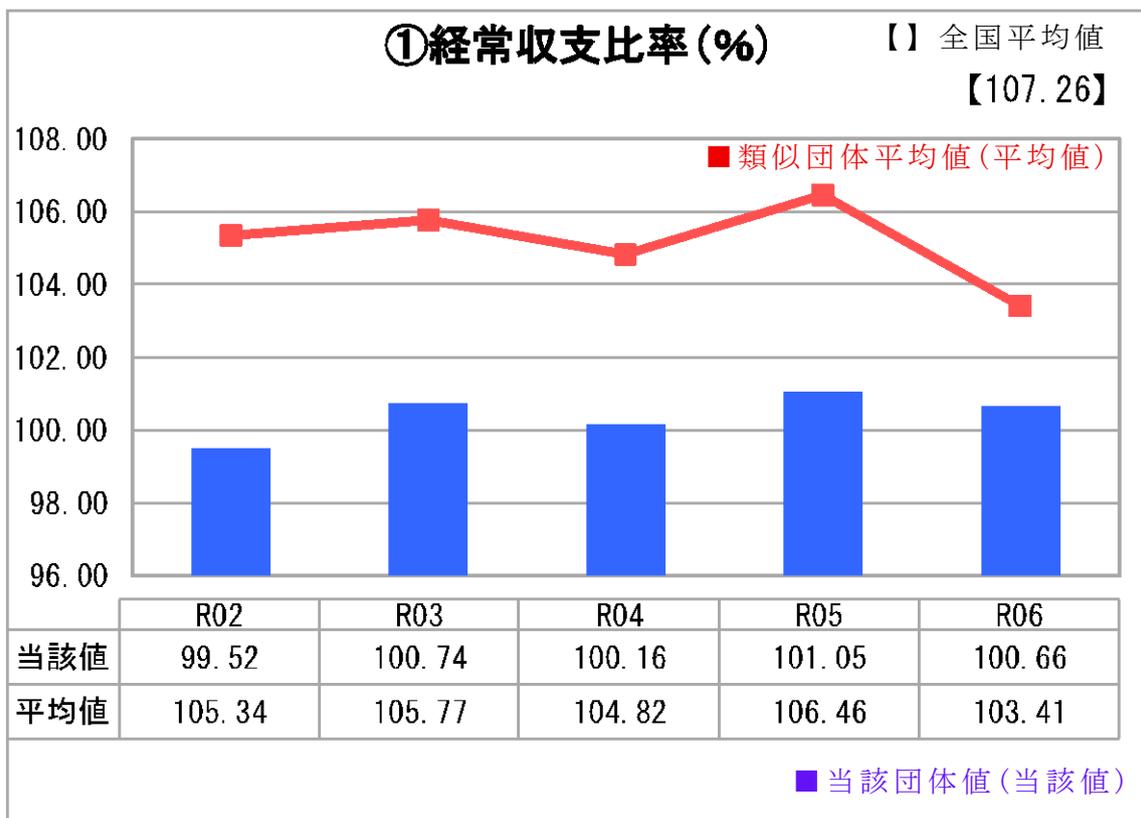
【訂正】
令和5年度の管路更新率に誤りがあったため、下記のとおり訂正する。
(誤) 11.38% → (正) 1.14%
グラフについても訂正があるので留意すること。

全体総括

各指標については概ね良好な状況であった。経営の健全性・効率性を示す指標で、平均値を下回るものについては、向上を図りながら長期的な視点で経営にあたっていきたい。
また、管路老朽化の進行が今後の大きな課題であり、現在改定作業をしている経営戦略に基づき経営改善を図り、更新財源が確保されるよう財政計画の見直しを行い、老朽化対策を長期的かつ重点的に進めていきたい。

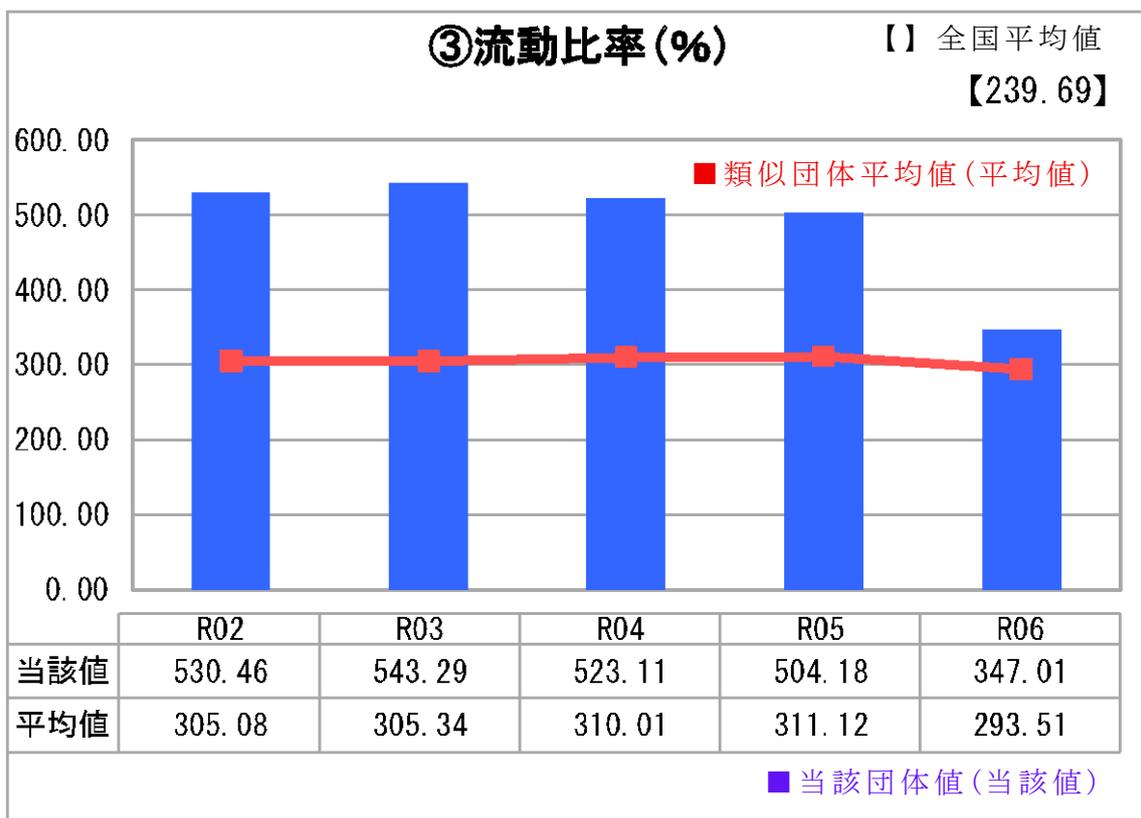
指標	算出方法
① 経常収支比率	$= \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。 100%以上(=単年度収支が黒字)であることが求められます。</p>
状況・分析
<p>本町の経常収支比率は、100%前後で推移しており、経営の健全性は概ね良好な状況といえますが、類似団体と比較するとやや低い水準にあります。</p>



指標	算出方法
③ 流動比率	$= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>短期的な債務に対する支払い能力を示す指標です。</p> <p>1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し100%以上であることが求められます。</p> <p>100%未満であっても、企業債償還等の原資をその年度の料金収入等により得られる場合には、一概に支払能力がないとはいえません。</p>
状況・分析
<p>本町の流動比率は常に100%以上を上回っている状況であり、短期的な債務に対して、十分な支払い能力がある状況といえます。</p>



指標	算出方法
④ 企業債残高 対給水収益比率	$= \frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100(\%)$

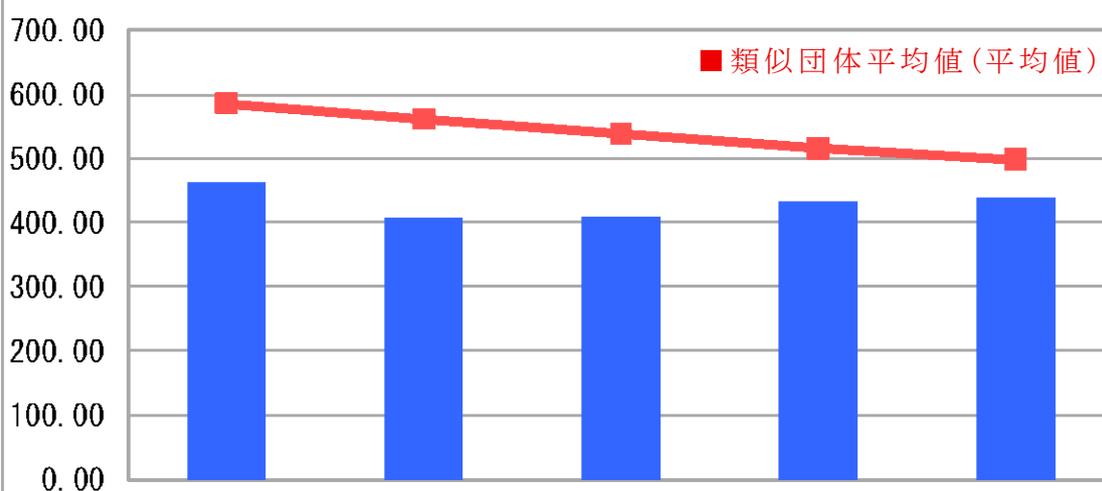
指標の概要

給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、といった分析が可能です。

状況・分析

本町の企業債残高対給水比率は、類似団体平均値と比較するとやや低く推移しており、給水収益に対しての企業債残高が少ない傾向を示していますが、全国平均値と比較すると、より収益と投資について検討が必要であることを示しています。

④企業債残高対給水収益比率(%) [] 全国平均値
【264.86】

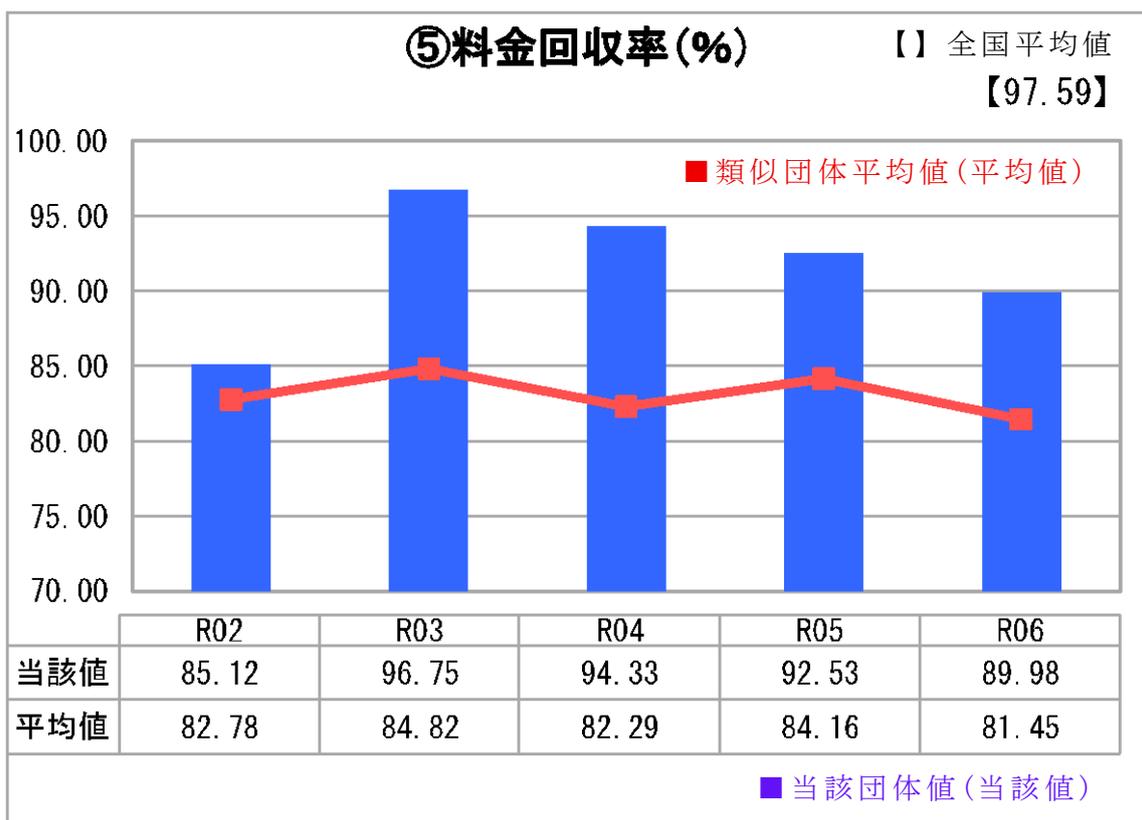


	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	462.57	408.04	409.32	433.66	439.90
平均値	585.59	561.34	538.33	515.14	498.34

■ 当該団体値(当該値)

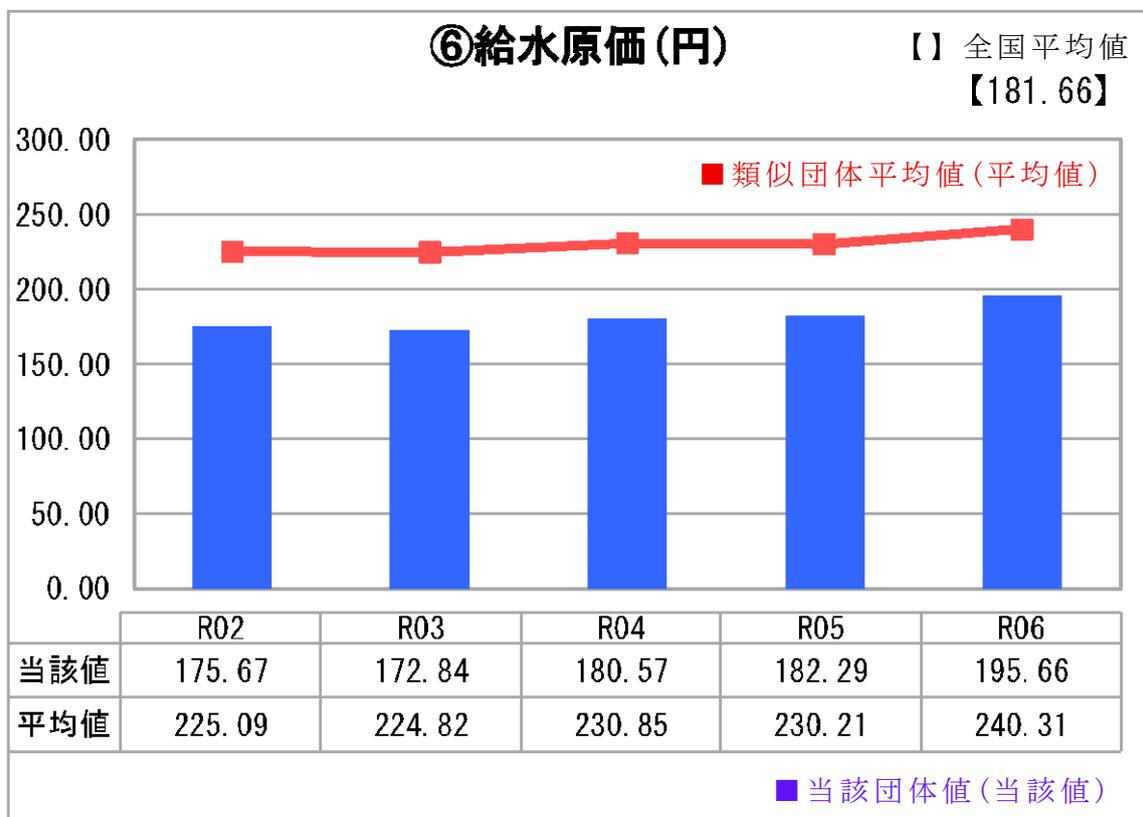
指標	算出方法
⑤ 料金回収率	$= \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。 100%を下回る場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入(一般会計からの繰入金など)で賄われていることを示します。 100%以上であることが求められます。</p>
状況・分析
<p>本町の料金回収率は類似団体平均値と比較してやや高い水準にありますが、100%を下回っている状況です。 給水収益の減少により、給水にかかる費用が給水収益で賄えない状況が続いているため、適切な料金収入の確保が必要です。</p>



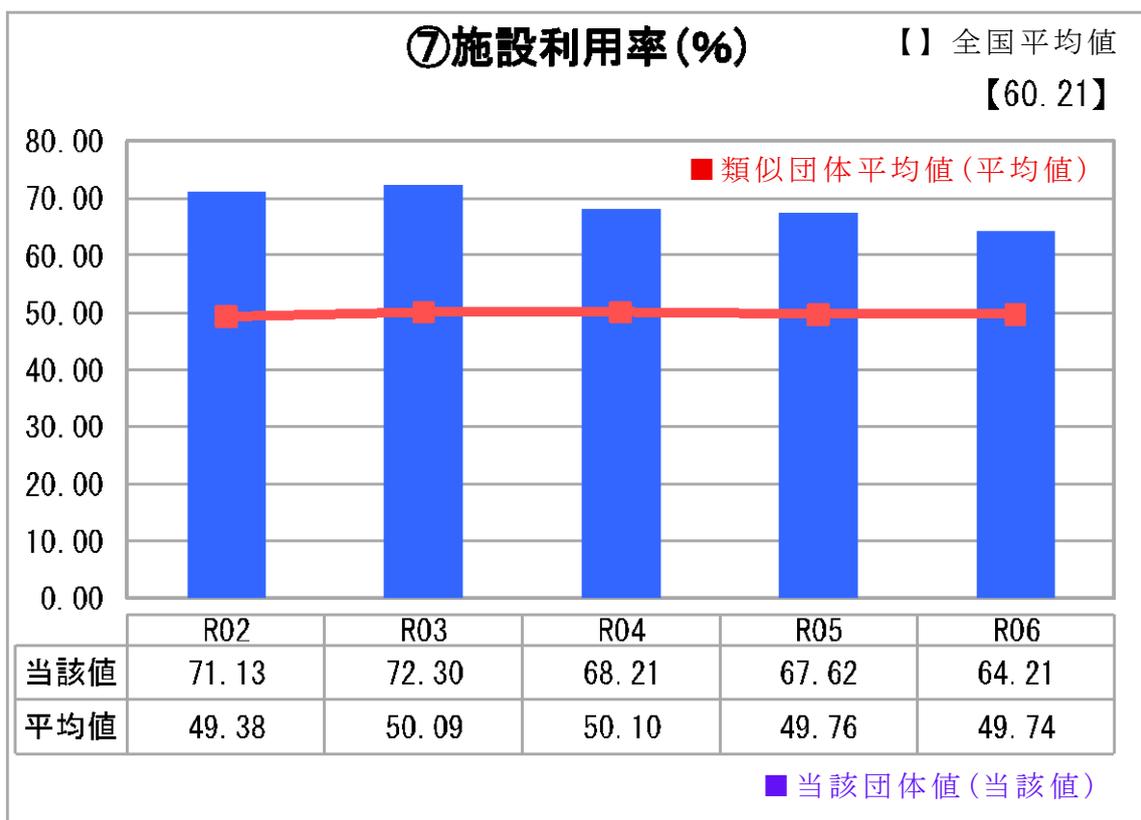
指標	算出方法
⑥ 給水原価	$= \frac{\text{費用合計} - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}} \text{ (円)}$
費用合計 = 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費)	

指標の概要
<p>有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。</p> <p>一般的に、低コストで給水できていることを示し、できるだけ低い値であることが望まれます。</p>
状況・分析
<p>本町の給水原価は、類似団体平均値と比べて低い水準となっています。令和1年度から令和6年度まで横ばいで推移している状況です。</p> <p>今後、有収水量の減少に伴い料金収入の減少が見込まれていることから、給水原価は上昇する見込みです。そのため、投資の効率化や維持管理費の削減を通じて、給水原価を低減させるために経営改善の検討を行うことが必要となります。</p>



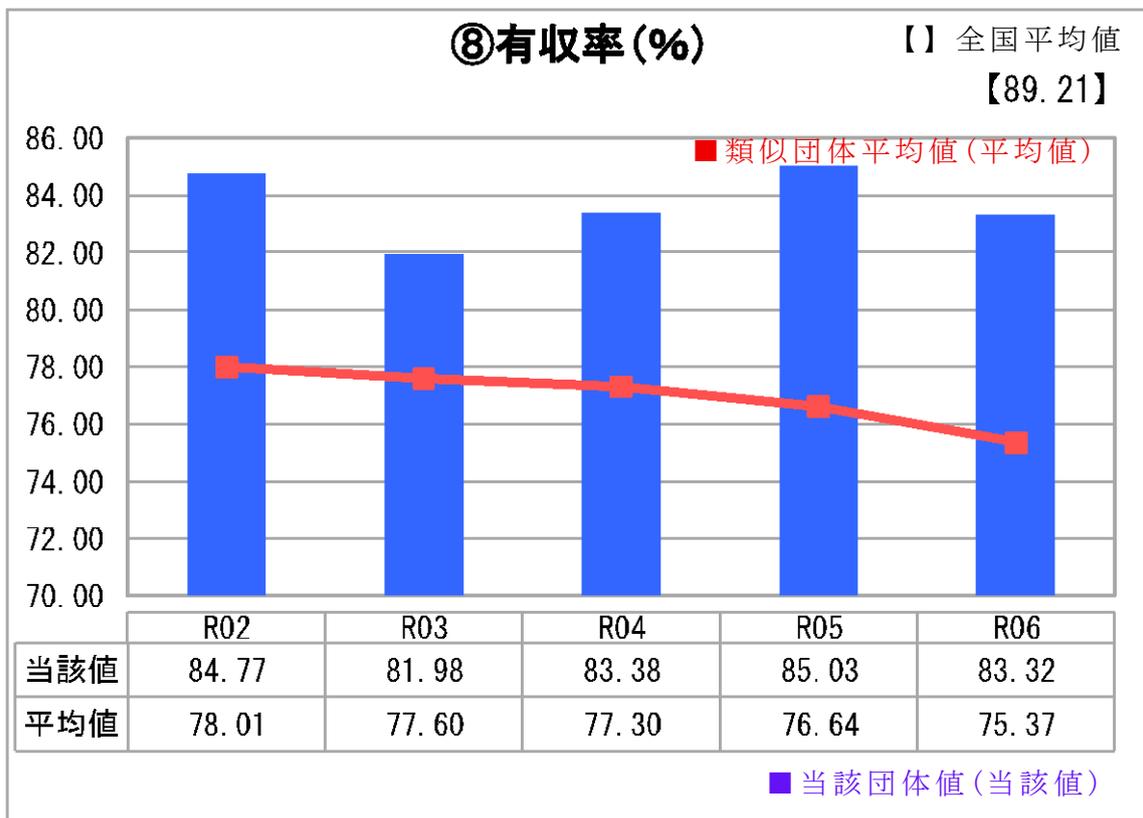
指標	算出方法
⑦ 施設利用率	$= \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。</p> <p>数値が低い場合は、施設が遊休状態にあることを示します。</p> <p>一般的に、効率性の観点からは高い値であることが望まれます。</p>
状況・分析
<p>本町の施設利用率は、類似団体平均値と比べて高い水準にあります。給水人口の減少に伴い、減少傾向にあります。</p> <p>今後も給水人口の減少が予測されるため、この傾向は続くことから、周辺団体との広域化・共同化も含め、施設の統廃合・ダウンサイジング等の検討を行うことが必要となります。</p>



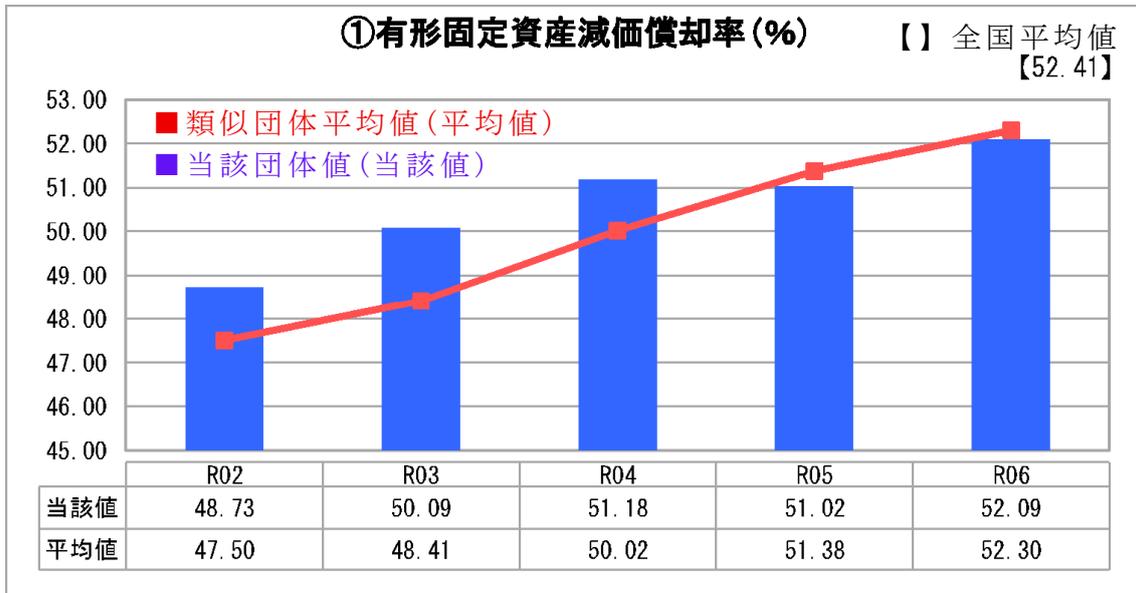
指標	算出方法
⑧ 有収率	$= \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。 施設の稼働状況が収益に反映されていることを示し、100%に近い数値が求められます。</p>
状況・分析
<p>本町の有収率は、類似団体平均値と比べて高い水準で推移していますが、有収率の全国平均は概ね90%で推移しており、老朽管更新を含む漏水対策を実施していく必要があります。</p>



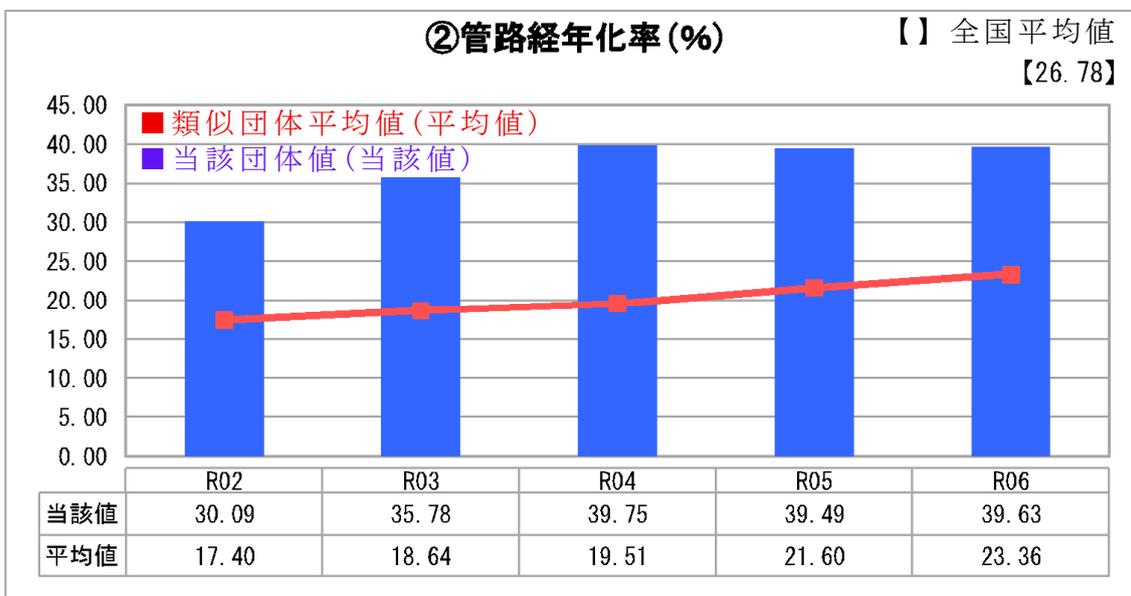
指標	算出方法
① 有形固定資産減価償却率	$= \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合を示します。</p> <p>明確な数値基準はないと考えられ、一般的に数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築等の必要性を推測することができます。</p>
状況・分析
<p>本町の有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値と大きな差はなく推移していますが、年々資産の老朽化が進んでいる状況です。</p>



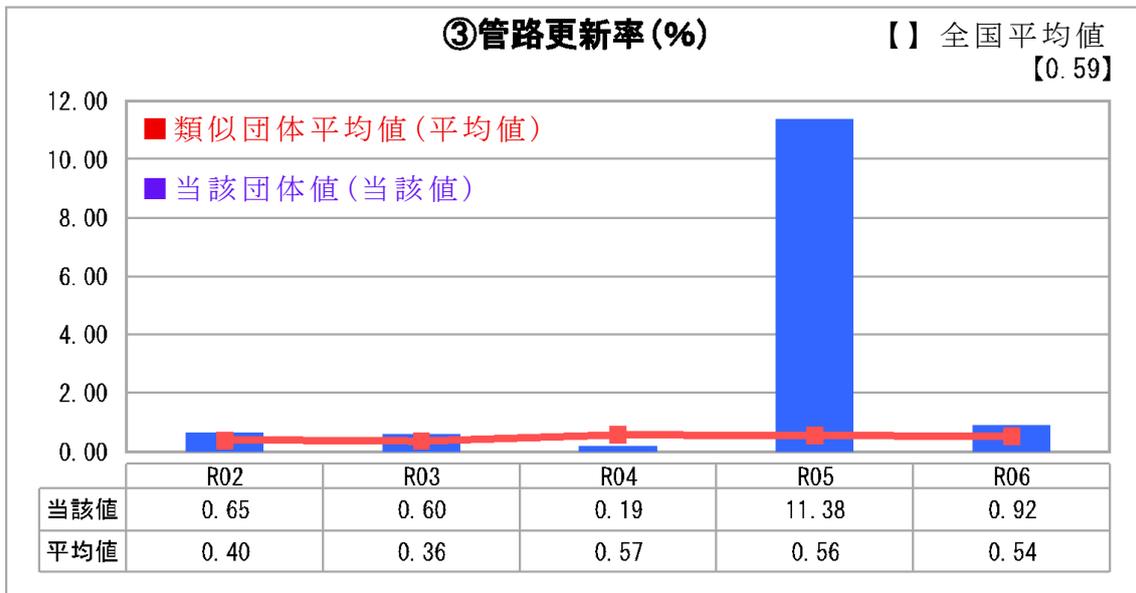
指標	算出方法
② 管路経年化率	$= \frac{\text{法定耐用年数を超過した管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>法定耐用年数を越えた管路延長の割合を示した指標で、管路の老朽化割合を示しています。</p> <p>数値が高いほど、法定耐用年数を超過した管路を多く保有しており、管路の改築等の必要性を推測することができます。</p>
状況・分析
<p>本町の管路経年化率は、類似団体平均値と比べて高い水準にあり、年々増加しています。そのため、計画的な老朽管の更新が必要になります。</p>



指標	算出方法
③ 管路更新率	$= \frac{\text{当年度に更新した管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100(\%)$

指標の概要
<p>当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースを示します。</p> <p>数値が1%の場合、全ての管路の更新に100年かかる更新ペースであるということを示します。</p>
状況・分析
<p>本町の管路更新率は、類似団体平均値と大きな差はありませんでしたが、令和5年度は配水管の更新を実施したため高い水準にあります。</p>



2.4 現状分析まとめ

経営の健全性・効率性を示す各指標は概ね良好な状況となっています。しかし、経常収支比率は100%前後で推移していますが、料金回収率が100%をやや下回っており、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われている状況が続いているといえます。そのため、適切な料金収入の確保が必要です。

また、施設利用率及び有収率は類似団体と比較して、比較的高水準で推移していますが、有収率が90%以下で推移しており、施設の稼働状況が収益に反映されていないといえます。今後も継続して給水人口の減少が予測されるため、施設の効率的な利用や老朽管更新を含む漏水対策を実施していく必要があります。

老朽化の状況を示す各指標については、有形固定資産減価償却率や管路経年化率が年々増加の傾向を示しており、類似団体と比較しても施設及び管路の老朽化が進行している状況にあります。今後施設の経年化や耐用年数を超える管路がさらに増えていくことから、適切な維持管理による施設の長寿命化や管路更新を計画的に行いながら老朽化対策を進めていく必要があります。

§ 3 将来の事業環境

§ 3. 将来の事業環境

3.1 水需要予測

3.1.1 将来人口の予測

本町では、令和7年3月に「大江町人口ビジョン」を改訂し、令和42年(2060年)の展望①人口を3,280人、展望②を3,830人と想定しています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の令和5年推計結果では、本町の令和12年(2030年)～令和32年(2050年)は図3-1、表3-1に示すように推計されています。

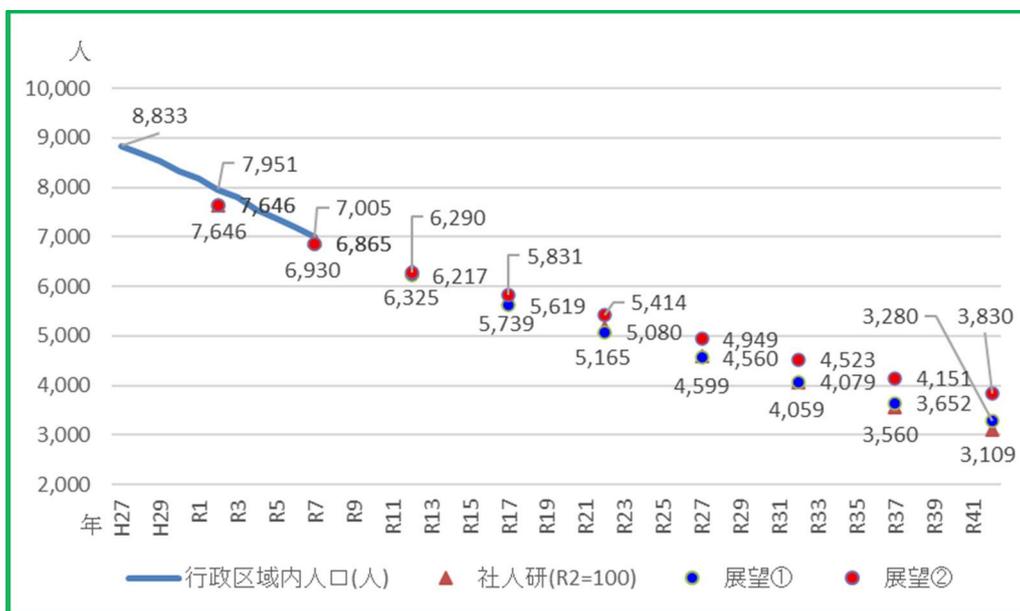


図 3-1 計画別将来人口の推計値

表 3-1 計画別将来人口の推計値

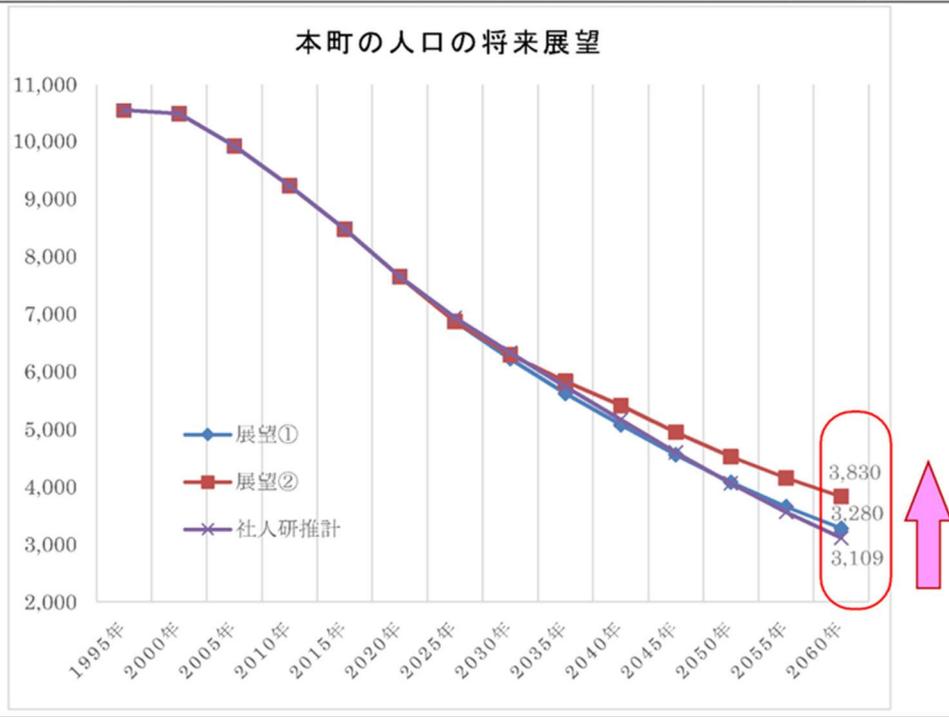
年	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045	R32 2050	R37 2055	R42 2060
項目	← 実	積 →	←		推		計		→
行政区域内人口	7,951	7,005	-	-	-	-	-	-	-
展望①	7,646	6,865	6,217	5,619	5,080	4,560	4,079	3,652	3,280
展望②	7,646	6,865	6,290	5,831	5,414	4,949	4,523	4,151	3,830
社人研	7,646	6,930	6,325	5,739	5,165	4,599	4,059	3,560	3,109

出典：住民基本台帳 各年3月31日 外国人含む
 大江町人口ビジョン 令和7年3月改訂
 国立社会保障・人口問題研究所 WebSite
 注：R37、R42の社人研値は、人口ビジョンでの推計値

本町においては、合計特殊出生率の向上と、積極的な移住・定住対策の促進等による社会減少の解消に取り組むことで、緩やかな人口減少と人口構造の若返りによる持続可能な地域社会の実現を展望する。

具体的には、下記の展望①を基本とし、できる限り早期に人口減少対策の効果が発揮されるよう、実効性の高い取組みを進めていく。

展望①	[合計特殊出生率] 国の長期ビジョン等を勘案し、2040年に1.60程度になるよう2025年から正比例的に上昇した場合 [社会移動] 国の長期ビジョン等を勘案し、2040年に社会移動が均衡した場合
展望②	[合計特殊出生率] 国の長期ビジョン等を勘案し、2040年に2.07程度になるよう2025年から正比例的に上昇した場合 [社会移動] 出産が想定される20~49歳の年齢区分の社会移動が2030年に均衡した場合



出典：大江町人口ビジョン 令和7年3月改訂 P16

図 3-2 大江町人口ビジョン資料

結果表 総人口および指数(令和2(2020)年=100とした場合) つづき

コード	地域	総人口(人)						指数		
		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2035年	2050年
5204	大館市	69,237	63,908	58,675	53,661	48,851	44,182	39,696	77.5	57.3
5206	男鹿市	25,154	21,867	18,976	16,281	13,776	11,478	9,456	64.7	37.6
5207	湯沢市	42,091	37,552	33,505	29,725	26,164	22,771	19,552	70.6	46.5
5209	鹿角市	29,088	25,808	23,101	20,603	18,305	16,193	14,230	70.8	48.9
5210	由利本荘市	74,707	69,070	63,391	57,902	52,614	47,405	42,387	77.5	56.7
5211	潟上市	31,720	30,054	28,096	26,001	23,786	21,536	19,363	82.0	61.0
5212	大仙市	77,657	71,758	65,863	60,254	54,810	49,442	44,243	77.6	57.0
5213	北秋田市	30,198	27,068	24,024	21,201	18,592	16,171	13,934	70.2	46.1
5214	にかほ市	23,435	21,444	19,453	17,509	15,689	13,927	12,265	74.7	52.3
5215	仙北市	24,610	21,621	19,236	17,026	14,970	13,013	11,201	69.2	45.5
5303	小坂町	4,780	4,212	3,694	3,221	2,790	2,411	2,059	67.4	43.1
5327	上小阿仁村	2,063	1,762	1,515	1,299	1,101	922	760	63.0	36.8
5346	藤里町	2,896	2,489	2,141	1,826	1,541	1,286	1,064	63.1	36.7
5348	三種町	15,254	13,386	11,768	10,244	8,824	7,499	6,284	67.2	41.2
5349	八峰町	6,577	5,824	5,152	4,523	3,917	3,352	2,831	68.8	43.0
5361	五城目町	8,538	7,580	6,660	5,769	4,958	4,230	3,571	67.6	41.8
5363	八郎潟町	5,583	5,025	4,474	3,956	3,463	2,992	2,548	70.9	45.6
5366	井川町	4,566	4,108	3,674	3,270	2,884	2,501	2,151	71.6	47.1
5368	大潟村	3,011	2,794	2,555	2,327	2,128	1,944	1,772	77.3	58.9
5434	美郷町	18,613	16,598	15,027	13,521	12,077	10,679	9,336	72.6	50.2
5463	羽後町	13,825	12,484	11,226	10,027	8,884	7,767	6,704	72.5	48.5
5464	東成瀬村	2,704	2,524	2,271	2,049	1,832	1,618	1,404	75.8	51.9
6000	山形県	1,068,027	1,005,352	945,122	886,155	827,776	769,130	710,838	83.0	66.6
6201	山形市	247,590	241,236	233,788	225,937	217,457	208,453	198,986	91.3	80.4
6202	米沢市	81,252	76,691	71,907	67,163	62,506	57,784	53,112	82.7	65.4
6203	鶴岡市	122,347	114,566	106,703	99,090	91,644	84,250	76,968	81.0	62.9
6204	酒田市	100,273	93,675	86,969	80,357	73,766	67,200	60,768	80.1	60.6
6205	新庄市	34,432	31,065	28,669	26,320	24,071	21,870	19,662	76.4	57.1
6206	寒河江市	40,189	38,422	36,572	34,729	32,888	30,979	29,014	86.4	72.2
6207	上山市	29,110	26,708	24,311	21,996	19,761	17,588	15,550	75.6	53.4
6208	村山市	22,516	20,094	18,193	16,425	14,733	13,097	11,556	72.9	51.3
6209	長井市	26,543	24,765	23,140	21,564	20,005	18,441	16,881	81.2	63.6
6210	天童市	62,140	60,430	58,466	56,346	54,048	51,602	49,037	90.7	78.9
6211	東根市	47,682	47,098	46,250	45,352	44,382	43,188	41,769	95.1	87.6
6212	尾花沢市	14,971	12,987	11,344	9,886	8,565	7,333	6,207	66.0	41.5
6213	南陽市	30,420	28,221	26,419	24,628	22,851	21,110	19,390	81.0	63.7
6301	山辺町	13,725	12,940	12,148	11,369	10,582	9,787	8,978	82.8	65.4
6302	中山町	10,746	9,995	9,267	8,550	7,835	7,125	6,417	79.6	59.7
6321	河北町	17,641	16,421	15,188	14,020	12,893	11,763	10,671	79.5	60.5
6322	西川町	4,956	4,296	3,735	3,239	2,789	2,374	1,987	65.4	40.1
6323	朝日町	6,366	5,633	4,983	4,393	3,847	3,322	2,835	69.0	44.5
6324	大江町	7,646	6,930	6,325	5,739	5,165	4,599	4,059	75.1	53.1
6341	大石田町	6,577	5,871	5,244	4,664	4,108	3,580	3,082	70.9	46.9
6361	金山町	5,071	4,509	4,027	3,569	3,132	2,715	2,317	70.4	45.7
6362	最上町	8,080	7,245	6,490	5,769	5,096	4,447	3,830	71.4	47.4
6363	舟形町	5,007	4,484	4,012	3,593	3,208	2,817	2,436	71.8	48.7
6364	真室川町	7,203	6,363	5,626	4,949	4,316	3,728	3,176	68.7	44.1
6365	大蔵村	3,028	2,668	2,365	2,083	1,821	1,583	1,346	68.8	44.5
6366	鮭川村	3,902	3,502	3,125	2,756	2,417	2,081	1,776	70.6	45.5
6367	戸沢村	4,199	3,718	3,310	2,917	2,540	2,185	1,848	69.5	44.0
6381	高畠町	22,463	20,643	19,257	17,882	16,549	15,195	13,826	79.6	61.6
6382	川西町	14,558	12,991	11,636	10,402	9,253	8,153	7,107	71.5	48.8
6401	小国町	7,107	6,321	5,591	4,930	4,345	3,803	3,298	69.4	46.4
6402	白鷹町	12,890	11,617	10,489	9,458	8,490	7,554	6,660	73.4	51.7
6403	飯豊町	6,613	6,001	5,435	4,907	4,422	3,955	3,508	74.2	53.0
6426	三川町	7,601	7,351	7,074	6,797	6,503	6,180	5,848	89.4	76.9
6428	庄内町	20,151	18,226	16,598	15,069	13,590	12,145	10,773	74.8	53.5
6461	遊佐町	13,032	11,669	10,466	9,307	8,198	7,144	6,160	71.4	47.3
7000	福島県	1,833,152	1,731,549	1,640,431	1,546,328	1,449,067	1,348,734	1,247,000	84.4	68.0
7201	福島市	282,693	273,384	262,398	250,412	237,323	223,398	209,049	88.6	73.9
7202	会津若松市	117,376	109,725	103,057	96,367	89,668	82,981	76,262	82.1	65.0
7203	郡山市	327,692	319,847	309,854	298,392	285,511	271,297	256,083	91.1	78.1

図 3-3 社人研の推計値

今回の経営戦略の検討期間は令和8年度～令和17年度ですが、展望①が最も少ない推計値を示しており、安全側にあることから本計画では、令和12年(2030年)の将来人口を6,217人、令和17年(2034年)の将来人口を5,619人と設定します。

中間年度の人口は直線補間値とします。

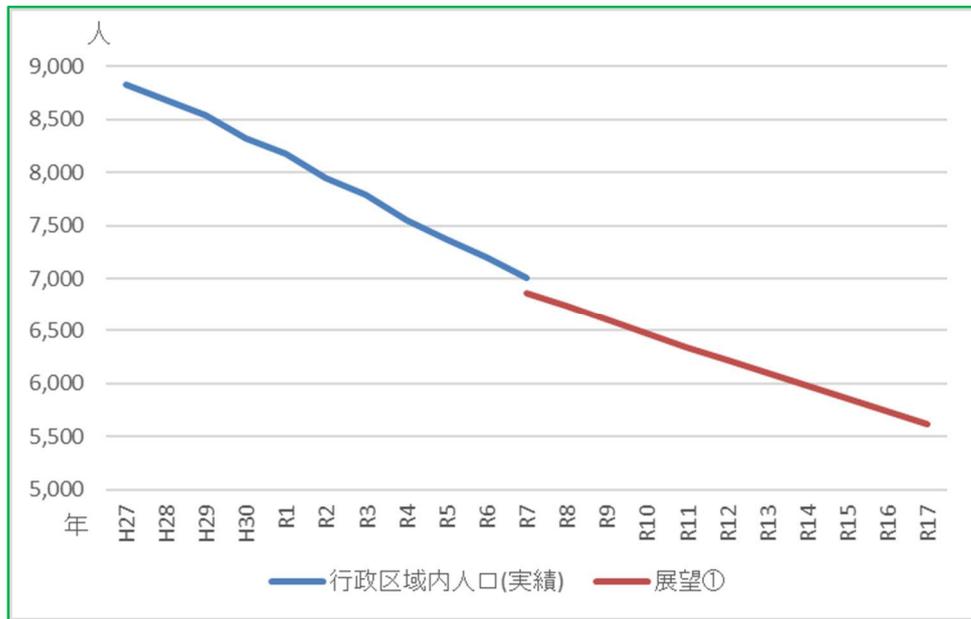


図 3-4 将来人口設定値

表 3-2 将来人口設定値

年項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
展望①	6,743	6,612	6,481	6,350	6,217	6,097	5,977	5,857	5,737	5,619

3.1.2 有収水量の予測

水道の使用水量、有収水量の過年度実績と設定した将来人口より、将来の有収水量を予測します。

表 3-3 に給水実績を示します。

表 3-3 給水実績

項目	年度	実績値											
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
行政区域内人口	人	8,686	8,539	8,322	8,172	7,951	7,792	7,552	7,364	7,205	7,005		
給水区域外人口	人	356	332	318	341	221	222	208	207	200	195		
給水区域内人口	人	8,330	8,207	8,004	7,831	7,730	7,570	7,344	7,157	7,005	6,810		
給水人口	人	8,307	8,188	7,985	7,820	7,720	7,562	7,337	7,150	6,998	6,804		
普及率	%	99.7	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9		
給水戸数	戸	2,582	2,574	2,573	2,547	2,592	2,556	2,513	2,524	2,524	2,526		
用途別水量	有収水量	生活用	L/人/日	170	173	175	179	176	185	187	188	186	187
			m ³ /日	1,416	1,414	1,398	1,399	1,363	1,398	1,374	1,343	1,304	1,274
		業務・営業用	m ³ /日	524	522	517	494	486	418	413	391	408	409
		工場用	m ³ /日	1,603	1,606	1,615	1,476	1,454	1,506	1,478	1,397	1,454	1,264
		その他	m ³ /日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	m ³ /日	3,543	3,542	3,530	3,369	3,303	3,322	3,265	3,131	3,166	2,947
	無収水量	m ³ /日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		計	m ³ /日	3,543	3,542	3,530	3,369	3,303	3,322	3,265	3,131	3,166	2,948
	無効水量		m ³ /日	392	413	453	555	671	596	718	630	558	589
	一日平均給水量	m ³ /日	3,935	3,955	3,983	3,924	3,974	3,918	3,983	3,761	3,724	3,537	
一人一日平均給水量	L/人/日	474	483	499	502	515	518	543	526	532	520		
一日最大給水量	m ³ /日	4,697	4,697	5,325	4,946	5,332	4,768	4,934	4,772	4,569	4,864		
一人一日最大給水量	L/人/日	565	574	667	632	691	631	672	667	653	715		
有収率	%	90.0	89.6	88.6	85.9	83.1	84.8	82.0	83.2	85.0	83.3		
有効率	%	90.0	89.6	88.6	85.9	83.1	84.8	82.0	83.2	85.0	83.3		
負荷率	%	83.8	84.2	74.8	79.3	74.5	82.2	80.7	78.8	81.5	72.7		

出典：町調査資料（年度末における実績値）

生活用一人一日当たりの有収水量は平成 27 年度(2015 年)の 171 L/人/日より徐々に増加し、令和 4 年度(2022 年)に 188 L/人/日に達し、増加が見込まれることから推計式を用いて将来値を設定します。

表 3-4 に推計結果を示します。

相関係数が最も 1 に近い逆ロジスティクス式を採用し、令和 7 年度(2025 年)を 190 L/人/日、令和 17 年度(2035 年)以降を 197 L/人/日と設定します。

普及率、給水普及率は令和 2 年度(2020 年)から令和 6 年度(2024 年)の実績値が一定であることから、

- ・普及率(給水区域内人口/行政区域内人口)：97.2%
 - ・給水普及率(給水人口/給水区域内人口)：99.9%
- を採用します。

表 3-4 生活用一人一日当たりの有収水量の推計結果

単位:L/人/日

年度	実績値	推計結果						
		年平均 増減数	年平均 増減率	修正 指数	逆修正 指数	べき 曲線	ロジス ティック	逆ロジス ティック
2015	170							
2016	173							
2017	175							
2018	179							
2019	176							
2020	185							
2021	187							
2022	188							
2023	186							
2024	187							
2025		192	192	188	192	188	188	190
2026		194	195	189	195	189	189	191
2027		196	197	189	197	190	189	192
2028		198	199	189	199	190	189	193
2029		200	201	189	201	191	189	194
2030		202	204	190	204	192	190	194
2031		204	206	190	206	192	190	195
2032		207	208	190	208	193	190	195
2033		209	211	190	211	193	190	196
2034		211	213	190	213	194	190	196
2035		213	216	190	216	194	190	197
2036		215	218	190	218	195	190	197
2037		217	221	190	221	195	190	197
2038		219	223	190	223	195	190	198
2039		221	226	190	226	196	190	198
2040		223	229	190	229	196	190	198
2041		225	231	190	231	197	190	198
2042		227	234	190	234	197	190	199
2043		229	237	190	237	197	190	199
2044		231	239	190	239	198	190	199
2045		233	242	190	242	198	190	199
2046		236	245	190	245	198	190	199
2047		238	248	190	248	198	190	199
2048		240	251	190	251	199	190	199

係数	A	2.07	—	29	169	0.048	-1.779	1.632
	B	169	169	0.774	1.012	—	0.267	-0.119
	C	—	—	—	—	167.94	—	200
	R	—	0.012	—	—	—	—	—
	K	—	—	190	0	—	190	0

標準偏差	5.5964	5.8232	5.3882	5.8232	5.5854	5.0947	4.4680
相関係数	0.9293	0.9264	0.9350	0.9264	0.9295	0.9381	0.9447

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

3.1.3 料金収入の見通し

料金収入の予測は、供給単価及び有収率は一定で推移すると仮定し、水需要予測データ内の有収水量に基づき、現行料金水準での料金収入を推計しました。なお、供給単価は令和6年度の料金収入実績値と有収水量に基づく1 m³当たり単価を採用しています。

$$\text{料金収入 (円)} = \text{供給単価 (円/m}^3\text{)} \times \text{年間有収水量 (m}^3\text{)}$$

表 3-5 過去5年間の供給単価実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
供給単価 (円/m ³)	149.4	167.2	170.4	168.7	176.0

料金収入は、有収水量の減少に伴い、30年後の令和37年度には令和7年度の料金収入の84.0%にまで減少することが見込まれます。

なお、令和7年度料金収入は決算見込みの額になります。

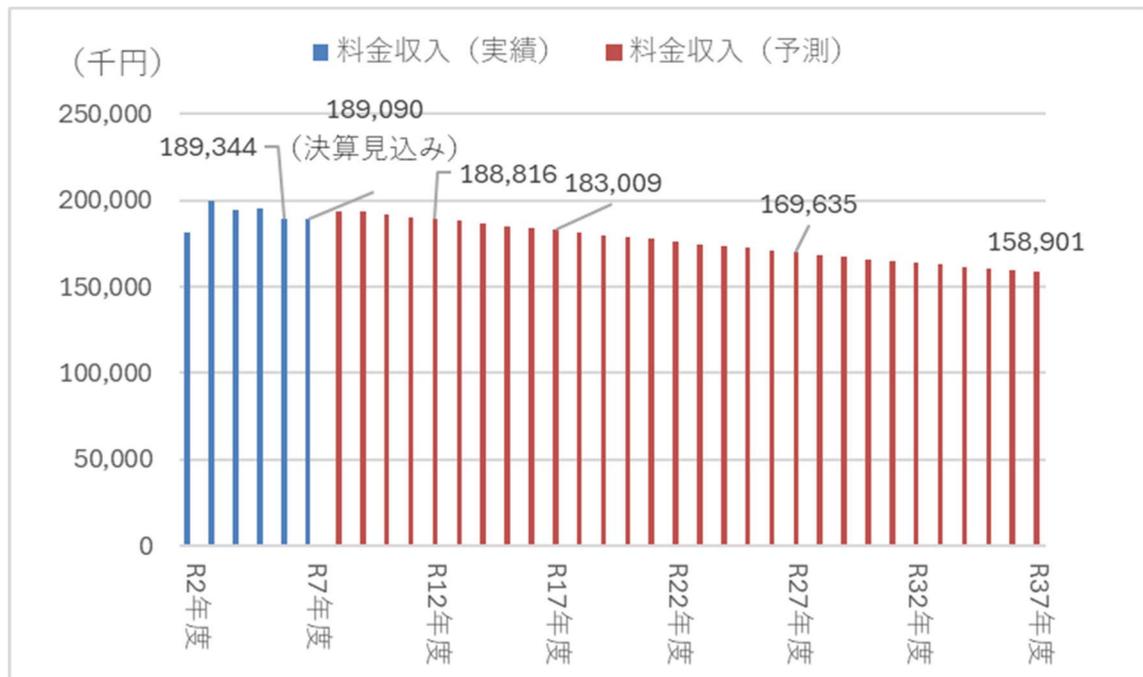


図 3-5 料金収入の推移と将来推計

3.2 施設の見通し

本町の水道事業は供用開始から60年が経過しています。

法定耐用年数は、建築50年、土木60年、電気・機械・計装15年、管路40年となっており、供用開始時から使用しているものについては耐用年数を経過したものがあります。

今後、耐用年数を経過した施設が増加することが見込まれます。

3.2.1 更新を実施しなかった場合の健全度

(1) 構造物及び設備

令和7年度に策定したアセットマネジメント計画において、アセットマネジメント検討期間(50年)内に更新を実施しない場合の、構造物及び設備の健全度を試算しました。

本試算における健全度の判断基準として、アセットマネジメントの手引きに示された『健全資産』(経過年数が法定耐用年数以内の資産)、『経年化資産』(経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の資産)及び『老朽化資産』(経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超える資産)の3区分を適用しています。

本町では、現時点で法定耐用年数を過ぎて使用している資産(経年化資産+老朽化資産)が資産額ベースで30.4%存在しています。更新を全く実施しない場合、50年後には87.6%となり、そのうち老朽化資産は78.2%に達します。

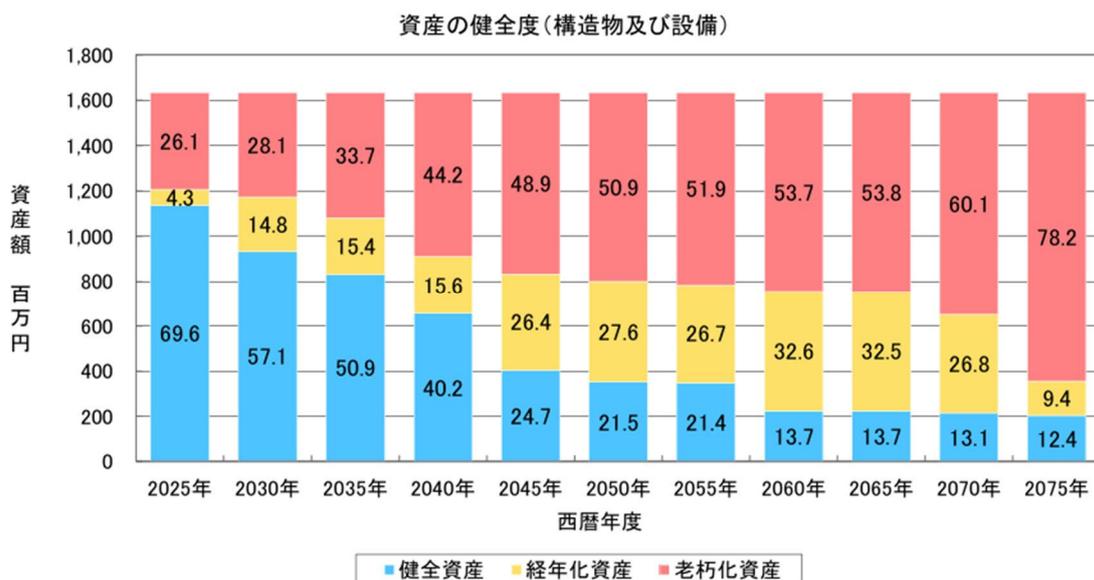


図 3-6 構造物及び設備の健全度(更新を実施しない場合)

(出典: 大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討)

(2) 管路

令和7年度に策定したアセットマネジメント計画において、アセットマネジメント検討期間（50年）内に更新を実施しない場合の、管路の健全度を試算しました。

健全度の判断基準は、構造物及び設備の場合と同様に、経過年数が法定耐用年数（40年）以内のものを『健全管路』、法定耐用年数の1.0～1.5倍を『経年化管路』、法定耐用年数の1.5倍を超えるものを『老朽化管路』と位置づけています。

管路全体としては、令和7（2025）年度時点では健全管路の比率が67.3%ですが、15年後の令和22（2040）年度には50%を切り、40年後の令和47（2065）年度には健全管路がなくなります。令和57（2075）年度においては84.2%が老朽化管路となります。

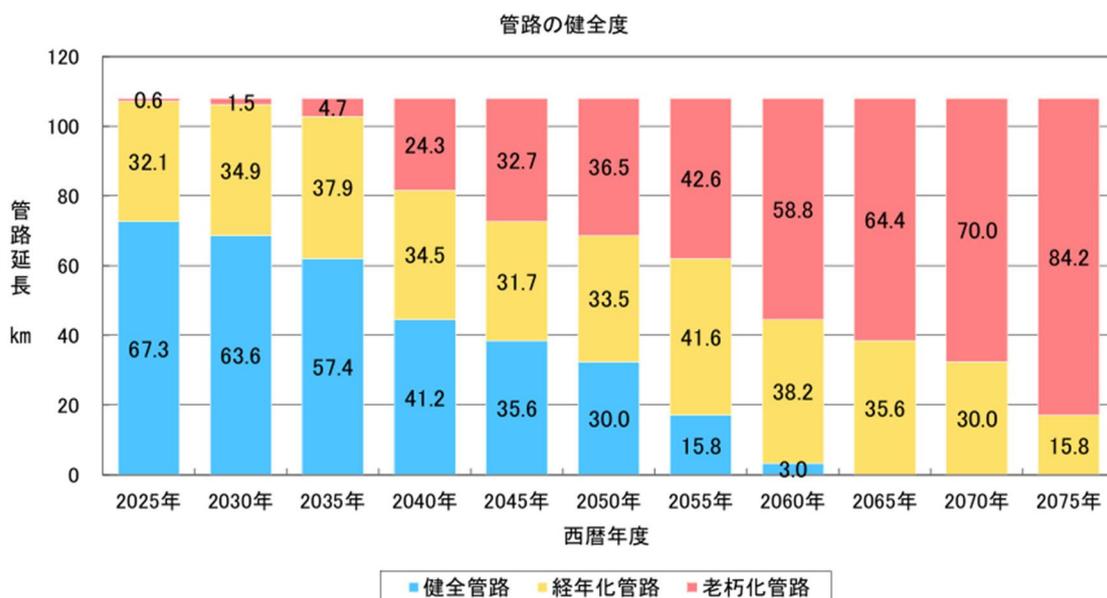


図 3-7 管路の健全度（更新を実施しない場合）

（出典：大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討）

3.2.2 更新基準を考慮して更新する場合の健全度

(1) 構造物及び設備

法定耐用年数は減価償却の償却年数を設定するための会計上の設定値であり、更新時期については水道事業者の実情に応じた更新基準を設定することが望ましいといわれています。

法定耐用年数を工種ごとに整理したものは表 3-6 のとおりです。今回の検討では使用実態に関する詳細な調査こそ実施しないものの、実態は法定耐用年数よりも長く使用していることと、簡易支援ツールマニュアルの参考資料である「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を参照し、法定耐用年数の 1.5 倍を一つの目安と考え、これを更新基準としています。

表 3-6 法定耐用年数と更新基準の設定

工種	法定耐用年数	更新基準
建築	50年	法定耐用年数の1.5倍
土木	60年	
電気	15年	
機械	15年	
計装	15年	

法定耐用年数の 1.5 倍で更新する場合、老朽化資産は発生せず、経年化資産が増減しながら推移することとなります。経年化資産の割合は、建築や土木の経年化が重なる令和 27 (2045) 年度に 53.8%、令和 47 (2065) 年度に 64.0%と一時的に増加しますが、その後更新が実施されることにより減少します。

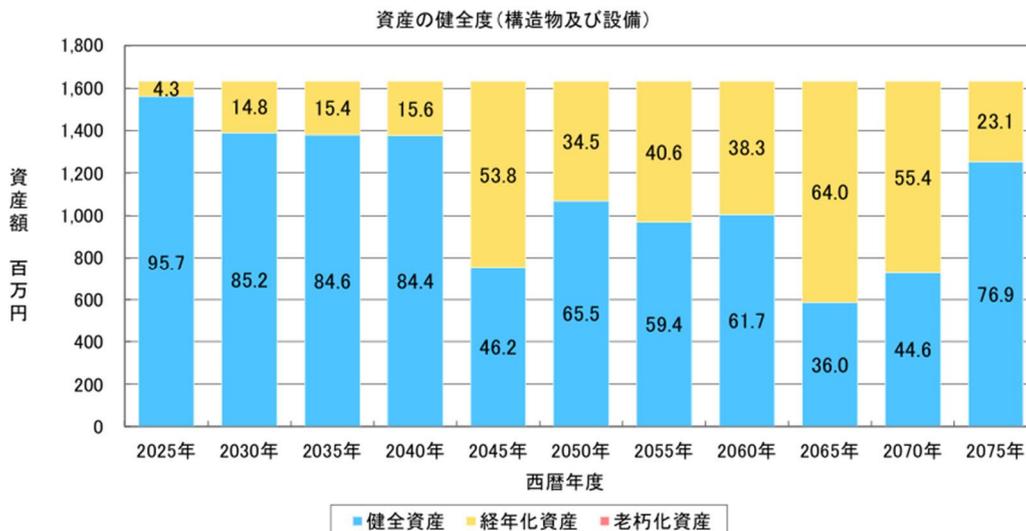


図 3-8 構造物及び設備の健全度 (耐用年数の 1.5 倍で更新)

(出典：大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討)

(2) 管路

管路の更新基準については、厚生労働省の調査結果を採用していません。

平成 21 年度に厚生労働省が実施した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）の取組状況調査」（以下、取組状況調査）において、タイプ 4 またはタイプ 3 のアセットマネジメントを実施している水道事業者等では、40 年～80 年での更新を設定しています。管種別では普通铸铁管は 40 年～50 年、鋼管では 40 年～70 年、ダクタイル铸铁管で防食対策としてポリエチレンスリーブが施されていない一般的な土壌では 60 年～70 年、耐震継手や防食対策を有するものでは 70 年～80 年程度の設定が行われています。

管路の更新実績については、関西水道事業研究会における調査事例があり、平均使用年数は 59.3 年でした。

（公財）水道技術研究センターでは、管路事故の実績を分析し、管路の機能劣化予測式（経過年数による事故率の推定）を公表しています。手引きでは、管路の実使用年数については、先進事業体の更新基準と機能劣化予測式による事故率及び耐震性能を考慮して、管種ごとに提案しています。

アセットマネジメント計画では上記研究結果及び管路データの整理結果より、管路の更新基準を表 3-7 のように設定しました。

表 3-7 管路の更新基準

管種(マッピングシステム)		設定管種	更新基準年数
ACP	石綿セメント管	ACP	40
DCIP	ダクタイル铸铁管	DIP	60
DIP	ダクタイル铸铁管		
DIP(NS)	ダクタイル铸铁管 NS型	DIP(耐震)	80
DIP-NS	ダクタイル铸铁管 NS型		
DIP-GX	ダクタイル铸铁管 GX型		
PE	配水用ポリエチレン管	PE	60
PP	ポリエチレン管	PP	40
VP	硬質塩化ビニル管	VP	40
GP	亜鉛メッキ鋼管	GP	40
SP	水道用鋼管	SP	70
SUS	ステンレス管	SUS	60
PPLP	橋梁管	PPLP	40

管路更新基準で更新する場合、健全管路の比率はほぼ 60%以上で推移します。健全管路率は令和 7(2025)年度の 85.0%から、令和 57(2075)年度では 61.9%となります。経年化管路は徐々に増加し、令和 52(2070)年度の 39.0%が最大となります。設定した更新基準では、一部において耐用年数の 2 倍程度まで現在の管路を使用するために若干の老朽化管路が生じますが、最大で 3%程度です。

§ 3
将来の事業環境

§ 3
将来の事業環境



図 3-9 管路の健全度 (更新基準で更新)

(出典：大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討)

3.2.3 更新基準を考慮して更新する場合の更新需要

(1) 構造物及び設備

構造物及び設備を更新基準である法定耐用年数の1.5倍で更新する場合、更新需要は全体的に抑制されます。

期間中で最大の更新需要は令和47(2065)～令和51(2069)年度の約6億500万円(年平均約1億2,100万円)で、法定耐用年数で更新する場合の約9億2,700万円から約3億円減少します。

計画期間(50年間)の更新需要総額は約25億6,800万円(年平均約5,100万円)と、法定耐用年数で更新する場合の約37億5,500万円から約12億円抑制されます。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

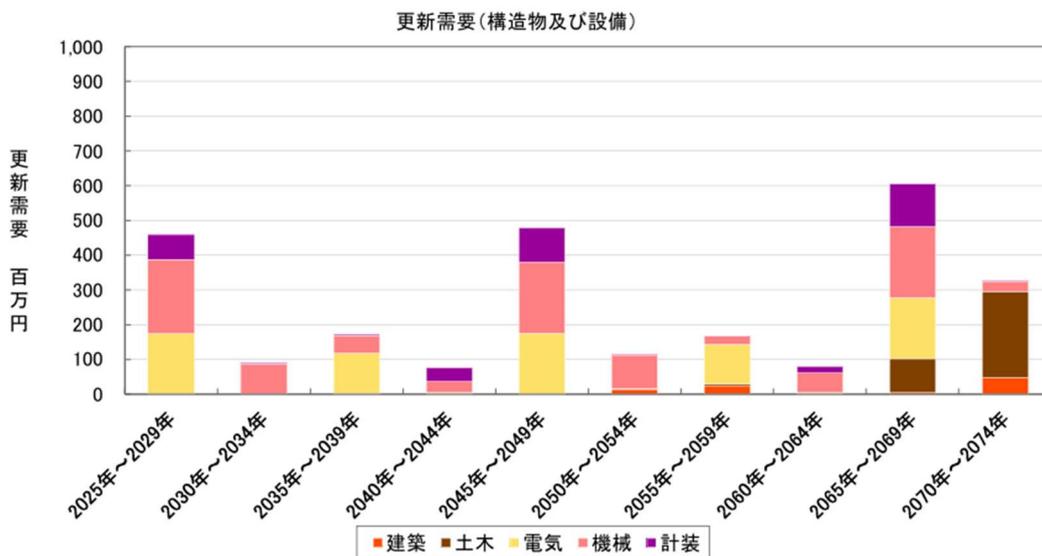


図 3-10 構造物及び設備の更新需要 (法定耐用年数の1.5倍で更新)

(出典: 大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討)

表 3-8 構造物及び設備の更新需要 (法定耐用年数の1.5倍で更新)

区分	2025年～2029年	2030年～2034年	2035年～2039年	2040年～2044年	2045年～2049年	2050年～2054年	2055年～2059年	2060年～2064年	2065年～2069年	2070年～2074年	計 2025年～2074年
	建築	0	0	2,550	1,313	319	14,592	24,771	0	4,753	48,033
土木	0	0	0	0	0	2,266	4,180	1,154	98,205	247,363	353,168
電気	174,637	0	114,307	3,087	174,637	0	114,307	3,087	174,637	0	758,699
機械	213,445	88,137	51,843	32,069	204,445	96,661	23,382	56,491	204,452	29,398	1,000,323
計装	71,155	1,822	3,095	39,796	98,909	675	1,822	18,861	122,939	675	359,749
計	459,237	89,959	171,795	76,265	478,310	114,194	168,462	79,593	604,986	325,469	2,568,270

(出典: 大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討)

(2) 管路

管路を表 3-7 で設定した更新基準で更新する場合、法定耐用年数で更新する場合に比べて更新需要が分散されます。

令和 7 (2025) ~令和 11 (2029) 年度の更新需要は法定耐用年数で更新する場合の約 42 億 6,600 万円から約 16 億 9,600 万円 (年平均約 3 億 3,900 万円) となり、約 26 億円抑制されます。期間中で更新需要が最大となる期間は令和 17 (2035) ~令和 21 (2039) 年度で、更新需要は約 30 億 4,400 万円 (年平均約 6 億 900 万円) です。

検討期間 (50 年間) の更新需要総額は約 96 億 5,100 万円 (年平均約 1 億 9,300 万円) となり、法定耐用年数で更新する場合の約 159 億 6,700 万円から約 63 億円抑制されます。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

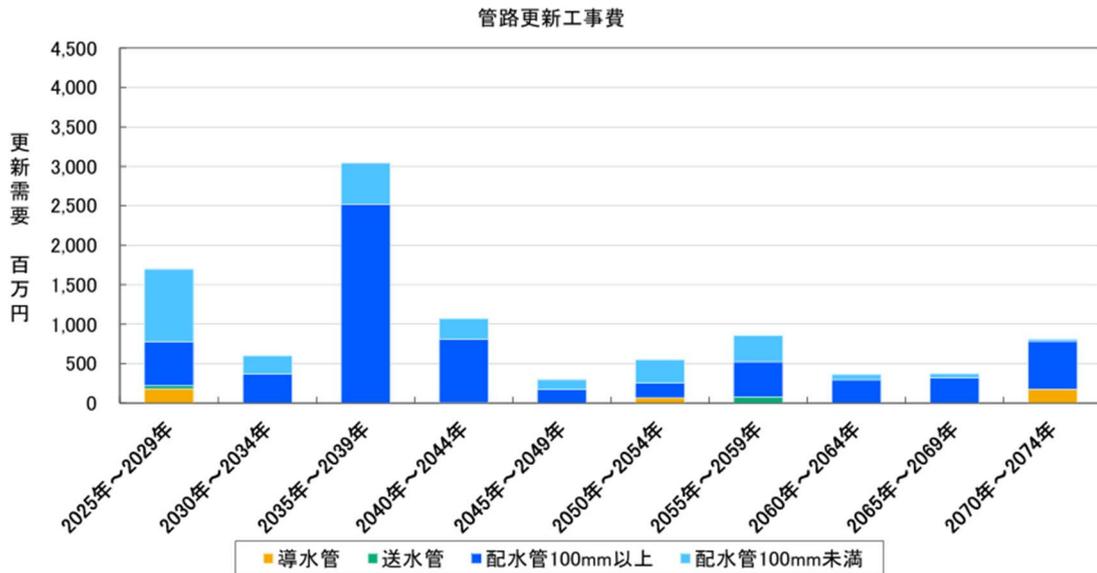


図 3-11 管路の更新需要 (更新基準で更新)

(出典：大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討)

表 3-9 管路の更新需要 (更新基準で更新)

区 分	2025年~2029年	2030年~2034年	2035年~2039年	2040年~2044年	2045年~2049年	2050年~2054年	2055年~2059年	2060年~2064年	2065年~2069年	2070年~2074年	計
											2025年~2074年
導水管	181,942	0	0	0	0	69,729	0	0	0	180,514	432,185
送水管	41,325	0	0	4,042	0	0	80,999	0	0	0	126,366
配水管100mm以上	555,860	370,951	2,523,734	808,019	176,011	185,478	443,031	296,257	322,883	604,516	6,286,740
配水管100mm未満	916,659	230,664	520,696	257,445	118,617	292,617	328,623	66,064	51,961	22,793	2,806,139
計	1,695,786	601,615	3,044,430	1,069,506	294,628	547,824	852,653	362,321	374,844	807,823	9,651,430

(出典：大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討)

3.2.4 更新需要まとめ

更新基準で更新した場合の更新需要額（構造物及び設備と管路の総額）の推移は図 3-12 の通りです。

更新基準を超過して使用している資産の更新が集中する令和 7（2025）年度の更新需要が最も大きくなります。また、その大半は管路の更新需要です。

令和 7（2025）～令和 56（2074）年度の 50 年間の更新需要総額は、約 122 億 2,000 万円（年平均 約 2 億 4,400 万円）となります。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

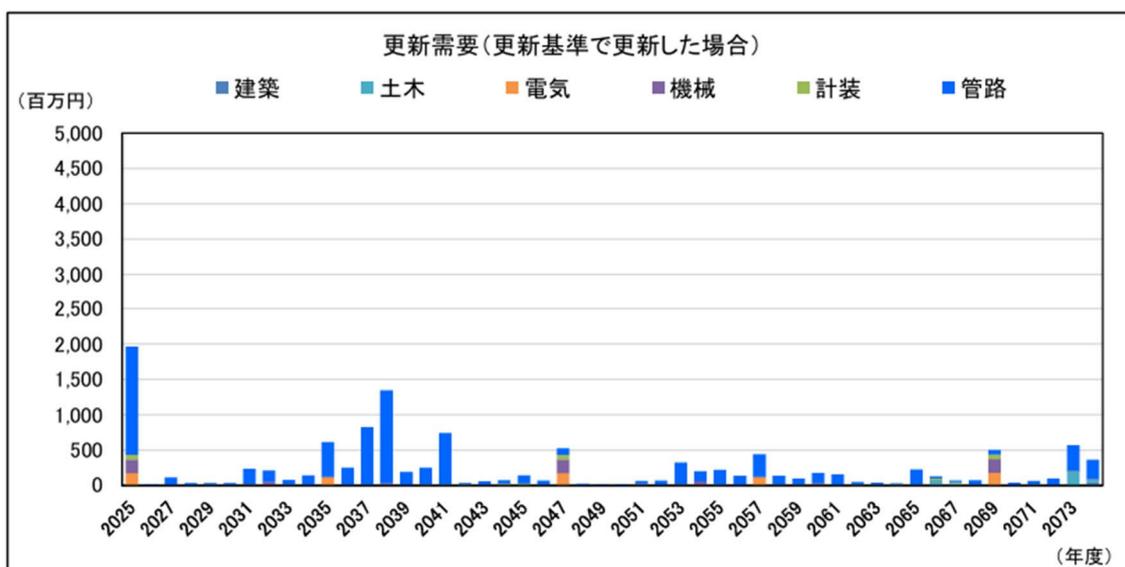


図 3-12 更新需要（更新基準）

（出典：大江町上下水道事業経営戦略改定等業務 水道事業アセットマネジメント検討）

しかし、アセットマネジメント計画の更新需要額（年平均 約 2 億 4,400 万円）に基づいて更新すると、投資額が多額となるため、アセットマネジメント計画を採用せず、個別に更新額を見積もることとします。

その結果、令和 8～17 年度の更新総額は約 8 億 5,900 万円（年平均 約 8,590 万円）となります。

なお、投資計画の詳細は § 5. 投資・財政計画の策定（5-2 頁）に記載しています。

3.3 組織の見通し

建設水道課長を含め7名(うち人件費計上職員数：上水道2名、公共下水道2名、農業集落排水1名)体制で運用しています。

本町の水道事業は、業務委託などにより、民間活力を活用した効率的な運営を進めていく中で、職員の人事は一般会計との異動の可能性を踏まえ、適切な事務の引継ぎ体制を構築していくため、当面、組織構成、職員数も現状維持の予定です。

今後は、公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験を持った職員の育成に努め、持続可能な組織体制を構築していく必要があります。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

3.4 財政収支見通し(料金改定ケース)

3.1.3 料金収入の見通しに記載した通り、現行の料金水準を維持した場合の料金収入は、令和12年度で188,816千円、令和17年度で183,009千円になると見込まれています(図3-13)。

また、給水にかかる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標である料金回収率は、令和12年度で96.61%、令和17年度で91.53%、30年後の令和37年度には68.52%まで落ち込む予測となっています(図3-14)。

令和12年度及び令和17年度に料金回収率が100%超となるためには、令和12年度には202.4円/㎥(現行水準比115%)、令和17年度には211.2円/㎥(現行水準比120%)の料金改定が必要となります。

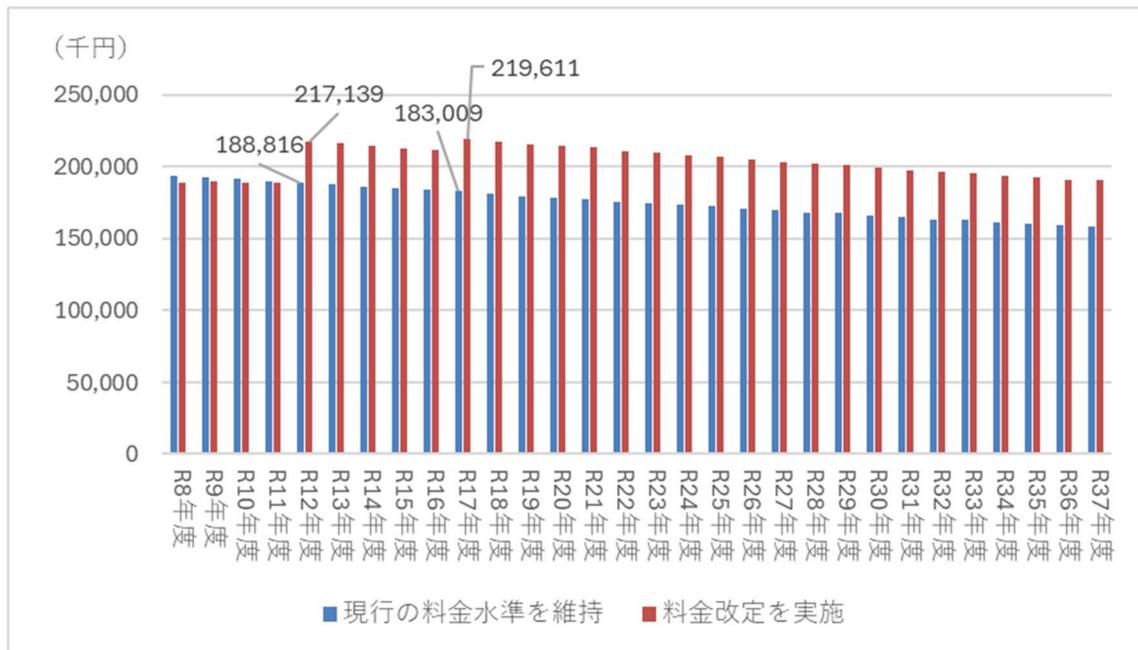


図3-13 現行の料金水準を維持した場合と料金改定を実施した場合の料金収入の推計

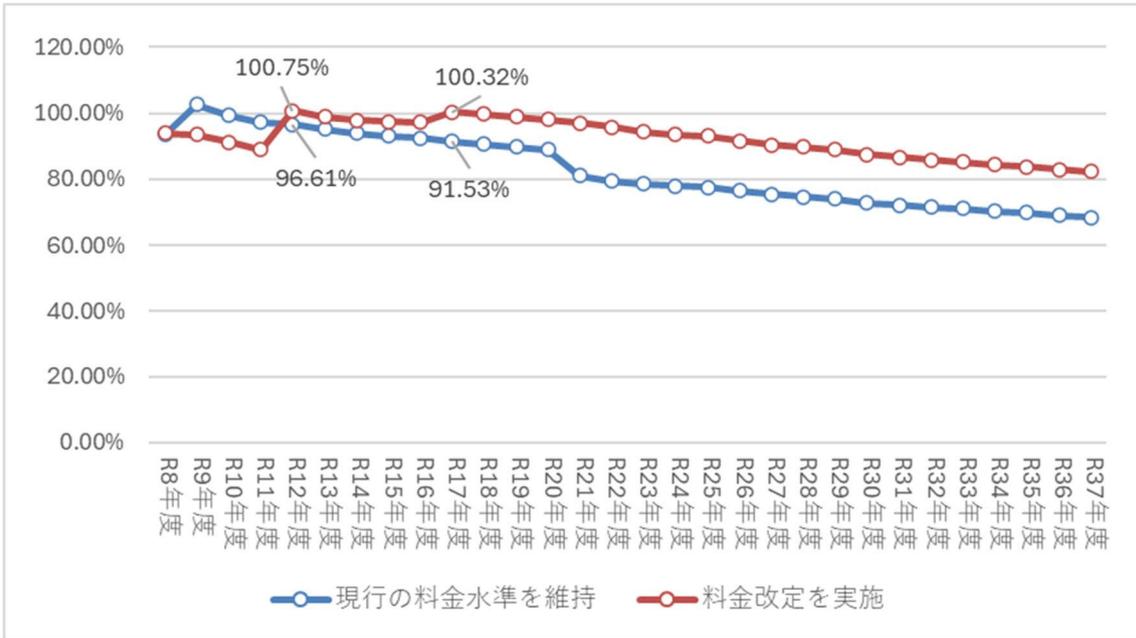


図 3-14 現行の料金水準を維持した場合と料金改定を実施した場合の料金回収率の推移

3.5 まとめ

本章で示した本町の水道事業環境の見通しを表 3-10 にまとめ示します。

表 3-10 水道事業環境の見通し

項目	見通し
人材（ヒト）	・現状の人員体制を維持します。
資産（モノ）	<ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産減価償却率や管路経年化率が年々増加の傾向を示しており、施設及び管路の老朽化が進行している状況にあります。 ・施設・管路について投資計画に基づき、計画的な更新を行います。 ・耐用年数の短い電気・機械・計装については定期点検等により適切に管理し、機能保全を行っていく必要があります。 ・資機材の価格が上昇傾向にあり、維持管理費、ライフサイクルコストの増加が懸念されます。
資金（カネ）	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少による料金収入の減少が見込まれます。 ・給水にかかる費用が給水収益で賄えていない状況が続いているため、適正な料金収入の確保が必要です。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

分析結果では、企業会計として独立採算を考えた場合、経営体質の改善が課題となっています。先を見通した老朽化対策も必要です。

将来の水道事業環境を見通したうえで、課題解決のための方策として、以下の取組が必要であると考えられます。

- ・適正な料金収入の確保
（有収水量の確保、料金の適正化）
- ・給水原価の低減
（投資の効率化、維持管理費の削減）
- ・将来を見据えた計画的な老朽化対策
（定期的な計画の検証と見直し、更新改築投資額の平準化）

§ 4 経営課題と経営改善に向けた取組み

§ 4. 経営課題と経営改善に向けた取組み

4.1 経営の基本方針

本町水道事業では、「大江町水道事業地域水道ビジョン」で掲げた、安全・安心な飲料水の安定供給を基本方針として継続します。

基本方針：安全・安心な飲料水の安定供給

- ◇経営の方針：経営基盤の強化とサービス水準の向上
- ◇施設整備の方針：計画的、効果的な整備と高水準化

この方針の下で目標とすべき施策の方向を次のように設定します。

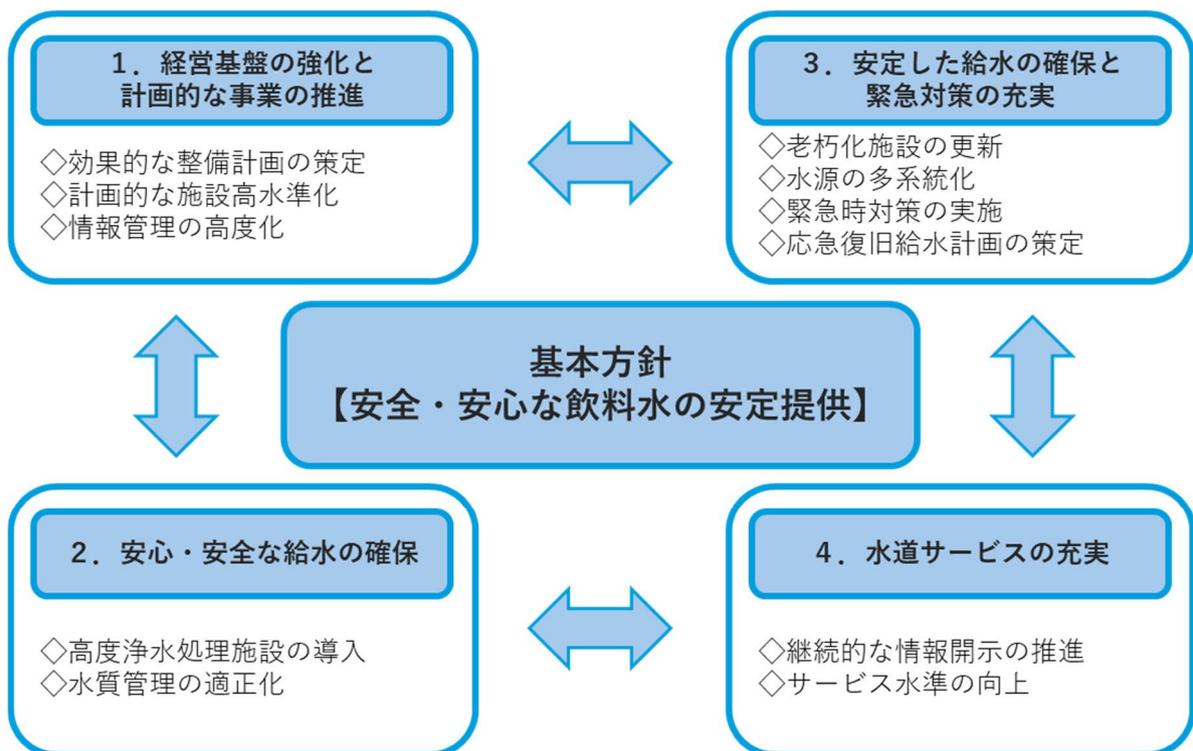


図 4-1 基本方針と目標

4.2 経営課題の整理

本町の水道事業を取り巻く環境、現状及び将来の事業環境の予測から、今後取り組むべき課題は次のとおりです。

人口減少に伴い給水量が減少しており、収益も減少傾向にあります。

生産性は良好ですが、利益率が減少傾向にあります。

給水原価と供給単価について、原価を意識した経営努力と適正な料金水準の検討が必要です。

今後の整備（資産の維持）には、計画的な内部留保資金の使用とともに財源確保が必要です。

資産の老朽が進んでいます。施設利用率も低下の傾向にあるため、効率性の面からより適切な規模の建設改良計画が必要です。

費用に占める受水費割合が高く、受水量の見直し、コスト削減策の検討が必要です。

建設改良と内部留保資金について、計画的な資金の活用と整備計画の策定が必要です。

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取り組み

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取り組み

4.3 経営改善に向けた取組み

現状の課題の解決を図るため、また、経営環境の変化に対応するため、施策の方向を次のように定めます。

(1) 経営基盤の強化と計画的な事業の推進

持続可能な運営を目指すため、効果的な整備計画を策定し、計画的に施設の高水準化と情報管理の高度化を行うことにより、経営基盤の強化と計画的な事業の推進を図ります。

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

経営基盤の強化と計画的な事業の推進

効果的な整備計画の策定

中長期的な視野をもった施設整備計画及び財政計画を策定し、事業の効果と財政状態を踏まえながら計画を推進します。

計画的な施設高水準化

配水管網整備や施設整備を計画的に行い、適切な施設能力の確保と向上を図ります。

情報管理の高度化

企業会計システムや管路マッピングシステムを導入し、合理的な資産管理、管路の計画的な修繕、更新を行い、業務の効率化を図ります。

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

図 4-2 目標と取組（経営基盤の強化と計画的な事業の推進）

(2) 安心・安全な給水の確保

水質管理の適正化により、水質の安全性を確保するとともに、水源に高度浄水処理施設を導入し、安全で良質な水を供給します。

安心・安全な給水の確保

高度浄水処理施設の導入

自己水源系統の拡張に対応し、高度浄水施設を整備して、浄水処理の高度化を進め、安心して飲める水道水を町民に供給します。

水質管理の適正化

水質検査項目の拡充に対応し、適切な水質検査を行うことにより、水質の安全性や住民の信頼性の確保に努めます。

図 4-3 目標と取組（安心・安全な給水の確保）

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

(3) 安定した給水の確保と災害・非常時対策の充実

老朽化した施設を計画的に整備することにより、安定した給水の確保を行います。また、緊急時対策の実施や応急復旧計画の策定により、災害・非常時においても被害を最小にし、ライフライン機能の早期回復が図れるよう対策を講じます。

安定した給水の確保と緊急時対策の充実

老朽化施設の更新

施設や設備の耐用年数や機能的な劣化の状況に応じて、適切な修繕や更新を行い、安定的な給水機能の維持と向上を図ります。

水源の多系統化

自己水源水量を増量し、複数の水源系統を確保することにより、災害時の安定供給の確保を図ります。

緊急時対策の実施

自己水源系統の拡張、幹線管路の整備により、緊急時の水の相互融通を可能にし、バックアップ体制の充実を図ります。

応急復旧給水計画の策定

地震など非常時の対応が円滑に行えるように、応急復旧計画や応急給水計画を策定し、危機管理対策の強化に努めます。

図 4-4 目標と取組（安定した給水の確保と緊急時対策の充実）

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

(4) 水道サービスの充実

顧客である水道使用者に対して、情報提供を継続的に行うとともに、多様化するニーズの把握と対応により水道サービスの充実を図ります。

水道サービスの充実

継続的な情報開示の推進

業務状況等の情報を積極的かつ継続的に提供し、透明性の向上により説明責任を果たし、水道事業に対する理解の促進を図ります。

サービス水準の向上

多様化するニーズを把握し、対応策を実行することにより顧客満足の上昇や経営改善を図り、質の高い水道サービスを提供します。

図 4-5 目標と取組（水道サービスの充実）

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

§ 5 投資・財政計画の策定

§ 5. 投資・財政計画の策定

「投資・財政計画（収支計画）」とは

投資・財政計画（収支計画）は、経営戦略の中心となる収支計画です。

この投資・財政計画（収支計画）は、施設・設備に関する投資の見通しである「投資試算」と、それに対応する財源の見通しである「財源試算」を主な構成要素としています。これに投資以外の経費も含めた上で、将来にわたり収入と支出が均衡するように調整することとされています。

投資・財政計画（収支計画）における各数値の試算にあたっては、その前提条件を明らかにする必要があります。

よって、まず本町の水道事業の現状を整理するために、事業の概要及び経営・財務の状況を整理・分析し、次に将来の事業環境を予測します。

これらを踏まえ、経営の基本方針として定める現行の各事業計画が予定どおりに進捗した場合の影響と将来の収支見通しを算定し、これを投資・財政計画（収支計画）として策定します。

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

5.1 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）計算書は、別紙「投資・財政計画（収支計画）」の通りです。

5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

5.2.1 収支計画のうち投資についての説明

目標	老朽化した管路の計画的更新
----	---------------

（1）投資計画

水道水を継続的に供給していくには、経年劣化した施設・管路の更新を計画的に実行し、健全性を確保することが必要です。

本町水道事業においても、施設・管路の経年劣化が進行しており、今後、法定耐用年数を超えた施設・管路が増加します。予防保全の考え方にに基づき計画的な更新を行い、管路に対しては、水道施設の重要度や優先度を考慮し、計画的な更新を行います。

令和8年度以降の計画は以下のとおりです。

① 老朽管の更新

計画期間：令和8年度～令和11年度

概算事業費：177,600千円

事業概要：老朽管の更新

② 配水管布設替事業

計画期間：令和9年度

概算事業費：7,700千円

事業概要：町道原田市野沢線舗装打ち換え工事に伴う配水管布設替

③ 藤田地内住宅地造成負担金

計画期間：令和8年度

概算事業費：14,270千円

事業概要：藤田地内住宅地造成

④ 水道施設管理修繕事業

計画期間：令和8年度～令和38年度

概算事業費：1,370,500千円

事業概要：柳川浄水場フェンス更新工事、貫見フェンス設置工事、貫見配水池フェンス設置工事、既設テレメーター盤撤去工事、楯山配水池入口フェンス更新工事、楯山配水池外壁屋根塗装工事、材木加圧ポンプフェンス更新工事、中央管理室改修設計業

務、中沢口加圧ポンプフェンス更新工事、小清加圧ポンプフェンス更新・塗装工事

⑤ 堤防整備に伴う布設替事業

計画期間：令和8年度～令和11年度

概算事業費：223,500千円

事業概要：百目木地内配水管布設替工事、鹿子沢地内水管橋設置工事、鹿子沢地内配水管布設替工事

⑥ 重要施設管路耐震化事業

計画期間：令和9年度～令和11年度

概算事業費：115,500千円

事業概要：御免町～八幡神社、左沢浮島線～ふれあい会館、下北山公民館前～JA本郷支所前、JA本郷支所前～県道長井大江線

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

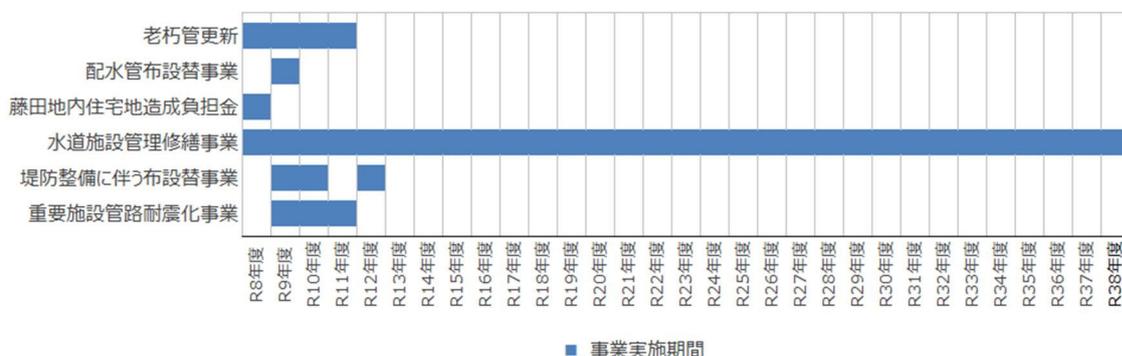


図 5-1 事業実施計画の期間

年度ごとの事業費の予定総額は以下の通りです。



図 5-2 年度別事業費の内訳及び推移

(2) 投資目標

今後は老朽化した管路の更新を計画的に進めていきます。また、自己水源区域拡大に係る管路更新及び配水池の増設は、内部留保資金の状況等を踏まえながら計画的に進めていきます。

【目標】

管路更新率：5年後に1.00%、10年後に1.00%

管路更新率(%) = 当該年度に更新した管路延長 / 管路延長 × 100

表 5-1 指標の目標値 (管路更新率)

指 標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
管 路 更 新 率	1.00%	1.00%	1.00%

(3) 減価償却の推計

① 減価償却費

既存資産は、令和 6 年度までに固定資産台帳に登録済み資産の減価償却予定額を計上しました。

新規取得資産は、5.2.1 収支計画のうち投資についての説明

(1) 投資計画に記載したとおり、個別に見積もった金額を新規投資額とし、耐用年数 40 年に基づき、償却計算を実施しました。

令和 7 年度では 67,419 千円の減価償却費に対し、計画最終年度の令和 17 年度には 66,167 千円、さらに 30 年後の令和 37 年度には 60,085 千円となる予測です。

② 長期前受金戻入額

既存資産は、令和 6 年度決算までに取得した固定資産に紐づく長期前受金の収益化額を固定資産システムより推計しました。

新規取得資産は、新規取得資産は、5.2.1 収支計画のうち投資についての説明 (1) 投資計画に記載したとおり、個別に見積もった金額を新規投資額とし、国庫補助財源等繰延収益に該当する財源については耐用年数 40 年に基づき、収益化を実施しました。

令和7年度では12,566千円の長期前受金戻入額に対し、計画最終年度の令和17年度には14,148千円、さらに30年後の令和37年度には9,965千円となる予測です。

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

5.2.2 収支計画のうち財源についての説明

目標	料金回収率の維持
----	----------

(1) 財源

将来の水道施設整備費については国庫補助金を活用するとともに、建設企業債で財源を確保します。そのうえで、本町水道事業の収益性を確保するため、料金回収率を一定水準以上に維持していくこととします。

(2) 収支目標

投資財源を確保し、料金水準を適正に保つことにより、他会計繰入金のうち基準外繰入金を抑制し、経営の健全化を目指します。

【目標】

料金回収率：5年後、10年後ともに100%

料金回収率 (%) = $\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

※供給単価 = $\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$

給水原価 = $\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$

表 5-2 指標の目標値 (料金回収率)

指 標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
料 金 回 収 率 (現行の料金水準の場合)	89.98%	100% (91.53%)	100% (75.39%)

(3) 収支の見通し

本町水道事業においては、水道施設や管路の健全性を維持することが安定した給水を行うための前提条件となります。健全性を維持するためには、経年劣化が進行した施設・管路を計画的に更新する必要があります。

一方で、投資事業には財源が必要となるため、経営の効率化や投資の最適化を進めつつ、不足する財源を確保するために料金水準の見直しを検討する必要があります。

料金水準を見直して事業運営を行った場合のシミュレーションは以下の通りです。

① 料金収入の見通し

料金収入の予測は、供給単価及び有収率は一定で推移すると仮定し、水需要予測データ内の有収水量に基づき、現行料金水準での料金収入を推計しました。そのうえで、3.4 財政収支見通し（料金改定ケース）で記載した通り、令和12年度及び令和17年度に料金回収率が100%超となるように料金改定を実施した場合の料金収入の予測は図5-3の通りです。

料金収入は、料金改定を実施した場合、5年後の令和17年度には令和7年度の料金収入の114.8%、10年後の令和27年度には116.1%まで増加することが見込まれます。

なお、令和7年度料金収入は決算見込みの額になります。

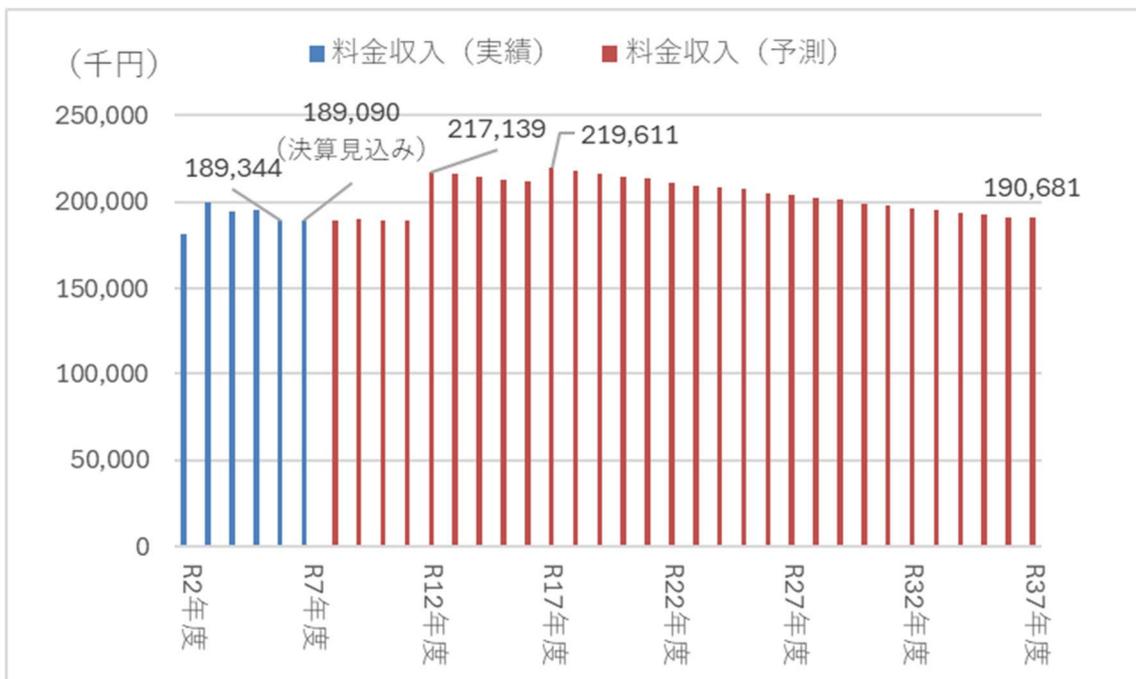


図 5-3 料金収入の推移と将来推計

② 収益的収支

収益的収支は、料金改定を実施することで、収入が支出を上回ります。



図 5-4 収益的収支の推移

③繰入金

繰入金の試算にあたっては、基準内繰入金と基準外繰入金に区別して試算しています。

前者の基準内繰入金は、令和7年4月1日の総務副大臣通知「令和7年度の地方公営企業繰出金について（通知）」に基づく繰入金を本通知記載の算定式に基づき試算しています。

後者の基準外繰入金は、3条予算分については収支均衡となるように赤字補填額を試算しています。4条予算分については発生しない見込みとなっています。

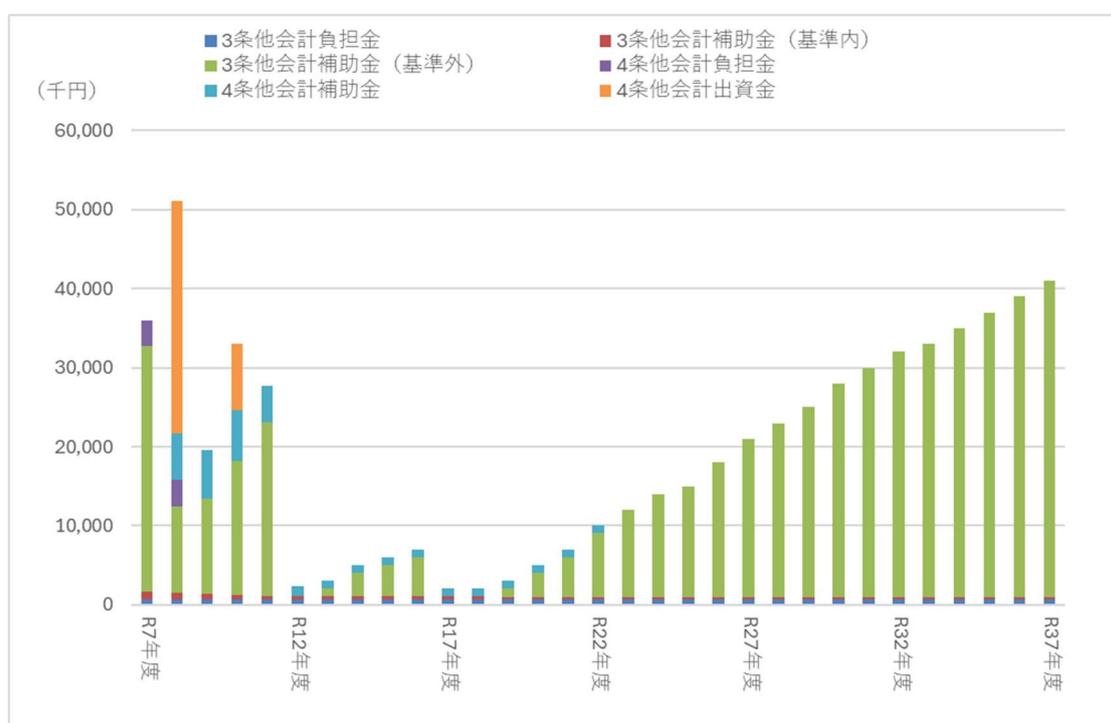


図 5-5 繰入金の推移

④ 資本的収支

事業の財源は国庫補助金、企業債、他会計補助金を予定しています。

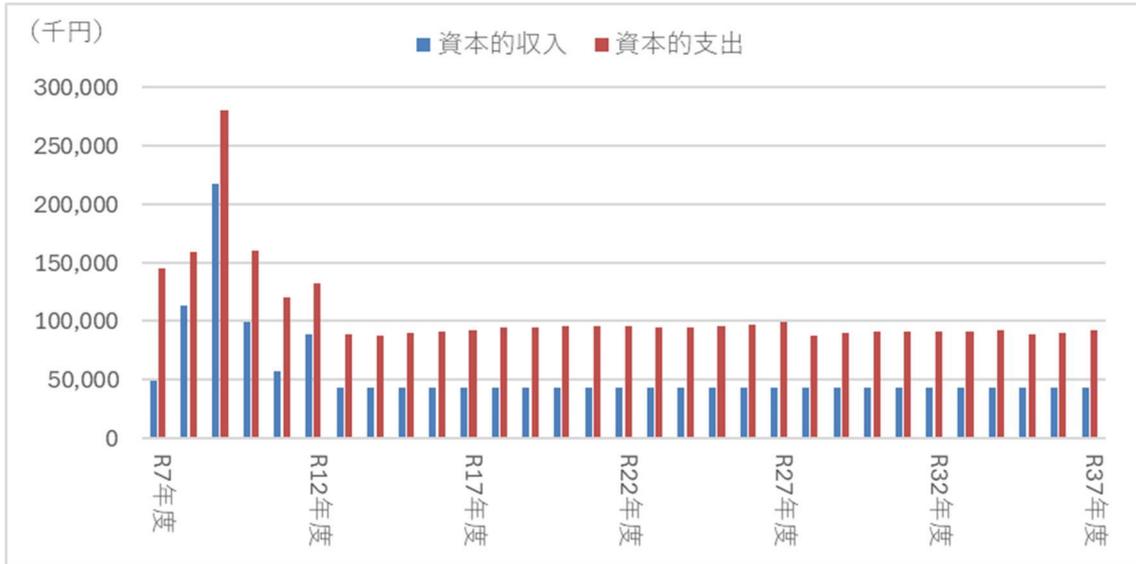


図 5-6 資本的収支の推移

⑤ 企業債発行額及び償還金

企業債の発行は、すべて建設改良に係る企業債であり、5.2.1 収支計画のうち投資についての説明（1）投資計画に記載したとおり、個別に見積もった金額を新規投資額とし、企業債財源部分について、下記の企業債発行条件にて元金償還計算を実施しました。

（起債条件）

- ・ 償 還 年 限 : 30 年（うち据置期間 5 年）
- ・ 借 入 利 率 : 2.85%（地方公共団体金融機構の基準金利）
- ・ 返 済 方 法 : 元利均等返済

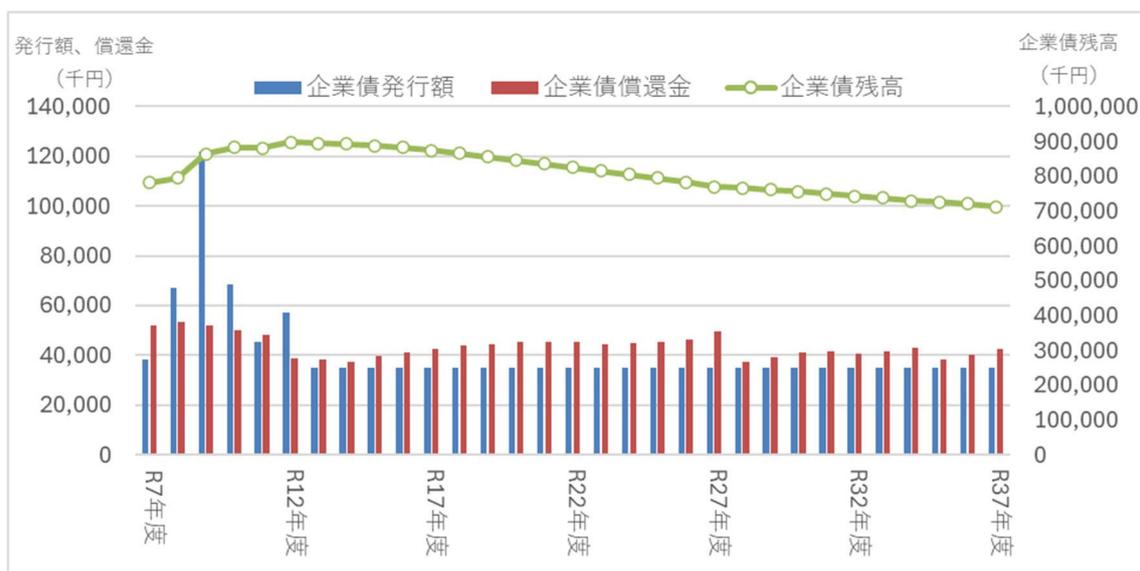


図 5-7 企業債発行額、償還金及び残高の推移

⑥ 建設改良費

建設改良費は5.2.1 収支計画のうち投資についての説明（1）投資計画に記載したとおりの投資を見込んでいます。

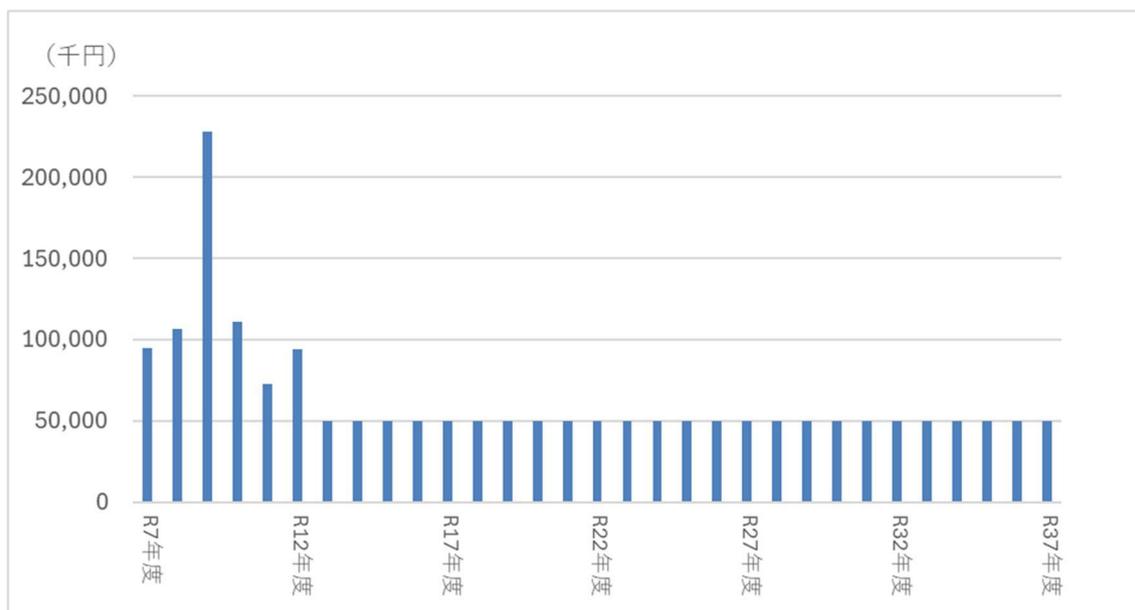


図 5-8 建設改良費の推移

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

⑦料金回収率

3.4 財政収支見通し(料金改定ケース)に記載した通り、令和12年度及び令和17年度に料金回収率が100%超となるために料金改定を実施した場合の料金回収率は図5-9のように推移する予測です。

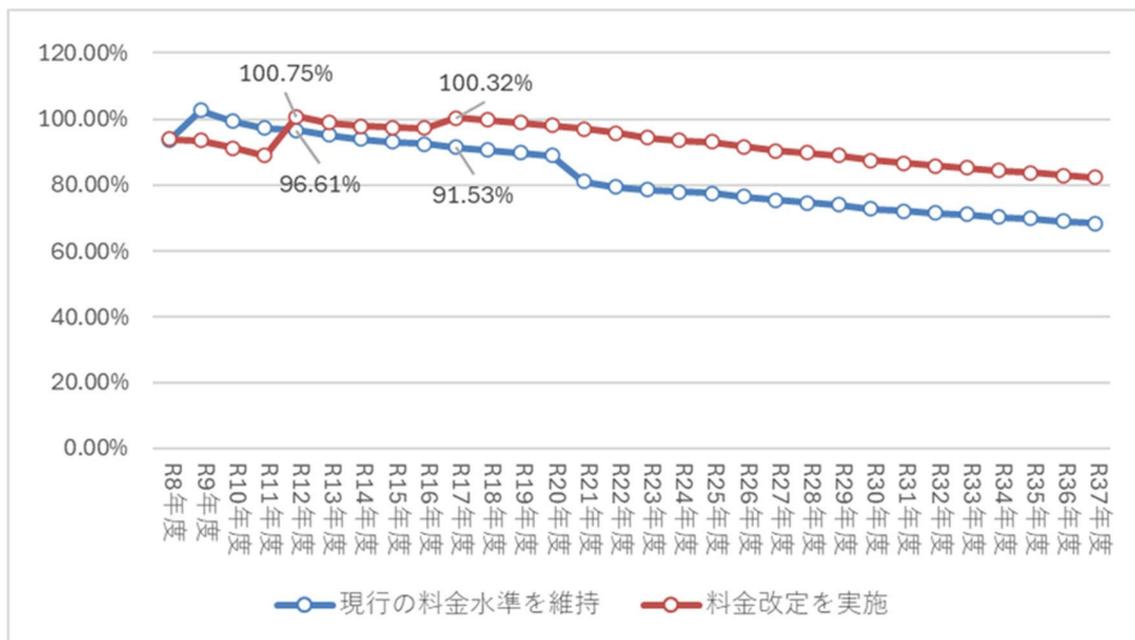


図5-9 現行の料金水準を維持した場合と料金改定を実施した場合の料金回収率の推移

5.2.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 経常経費

①職員給与費

令和6年度の人員数が今後も続くと仮定し、令和6年度実績値に基づく一人当たり職員給与費を基準に、人事院公表資料「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（令和7年8月）」より令和2年から令和6年度の幾何平均値0.9%をベースアップ率とし加味し、推計しました。

②動力費

令和2～6年度決算の平均値を基準に物価上昇率及び給水量増減率を加味し、推計しました。

なお、物価上昇率は内閣府が試算する「中長期の経済財政収支に関する試算」にてシミュレーションされている「消費者物価上昇率」に基づき、毎年1.0%（主に過去投影ケース）ずつ物価が上昇するものと仮定しています（以下同様）。

③薬品費

令和2～6年度決算の平均値を基準に物価上昇率及び給水量増減率を加味し、推計しました。

④修繕費

令和2～6年度決算の平均値を基準に、物価上昇率を加味し、推計しました。

⑤その他（光熱水費、通信運搬費、路面復旧費、委託料、受託工事費）

令和2～6年度決算の平均値を基準に、物価上昇率を加味し、推計しました。

(2) 支払利息

①既発債

既往の償還計画表に基づき、各年度の予定額を計上しました。

②新発債

元利均等返済、借入期間30年（うち据置期間5年）、利率2.85%で試算した予定額を計上しました。

**§6 投資・財政計画に未反映の取組みや
今後検討予定の取組み**

§ 6. 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みなどは次のとおりです。

6.1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	広域化については、山形県水道事業広域連携検討会にて検討され、令和5年に山形県水道広域化推進プランが策定されました。今後も広域化について検討が行われる予定です。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	民間の資金・ノウハウ等の活用については、今後検討を行います。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	令和7年度に新規にアセットマネジメント計画の策定を行いました。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	水需要の予測に基づき、施設利用率及び最大負荷率を考慮して、施設・設備の廃止・統合について、今後検討を行います。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	性能の合理化(スペックダウン)については、今後検討を進めます。
その他の取組み	なし

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

6.2 財源についての検討状況等

料 金	投資・財政計画において、経営戦略の計画期間の中間地点である5年後、計画期間終了の10年後において再度収支を見込み、料金改定を検討します。
企 業 債	これまでも将来世代に過度な負担を強いることがないよう企業債充当率を抑えていましたが、今後も企業債発行額を適切に管理します。
繰 入 金	基準外繰入の抑制について継続的に検討します。
資産の有効活用等による収入増加の取組み	現時点ではありません。
その他の取組み	<p>未納者に対する債権管理を継続し、未収金の回収により収入の増加を図ります。</p> <p>企業債の発行は必要最小限とするとともに、低利の借入れ、有利な借換えを活用するなど、企業債償還費用の抑制に努めます。</p> <p>支出の最適化等を行い、一般会計からの負担金等を削減し、町の財政的援助の負担軽減を図ります。</p>

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

6.3 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	水質検査委託料について、採取日程を近隣町と合わせる等の調整を行い、経費縮減を図っています。
修繕費	定期点検により、軽微な損傷のうちに修繕を実施することで、重大な故障等を未然に防ぎ、突発的な経費増大が発生しないように取組みます。
動力費	改築、更新に合わせて省エネ機器の導入等を検討し、動力費の低減に努めます。
職員給与費	効率的な業務執行体制を構築し、適正な職員数の確保に努めます。
その他の取組み	<p>公営企業会計や建設改良事業等の専門的な知識・技術を習得するために、関連する各種研修等に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。</p> <p>町民に水道サービスを持続的に提供できる組織体制の維持構築に努めます。</p>

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

6.4 業務効率化、DX・GX等の取組みについて

業務効率化の取組み	事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性、事業ごとの特性に応じた経営形態の在り方等を念頭に、業務の効率化を図ります。
DXの取組み	水道台帳システムの導入、公共施設へのスマートメーターの導入を行いました。今後も本町の業務効率化に寄与すると考えられるDX技術の導入について取組みます。
GXの取組み	施設の更新時において省エネ機器の導入を進めます。
リモートワークの取組み	導入済みです。

§ 7 経営戦略の事後検証と進捗管理

§ 7. 経営戦略の事後検証と進捗管理

7.1 事後検証に関する事項

本経営戦略は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間としております。

この期間中、毎年度の進捗管理を踏まえ、目標値と実績値の乖離の把握と比較分析を確実に実施するために、PDCA サイクルを活用し、将来計画の策定(Plan)、事業の実行(Do)、検証・評価(Check)、改善・見直し(Action)を行い、フォローアップしていきます。

PDCA サイクルを実施することにより、今後の事業を取り巻く環境の変化や住民のニーズに適切に対応できるよう、健全な事業運営を行っていきます。

また、総務省は、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成 31 年 3 月）」及び「「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月）」により、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、計画策定後 3 年から 5 年内において経営戦略の見直しを行うよう求めています。

本町においては、今回策定した内容を踏まえ、令和 12 年度に経営戦略の見直しを実施し、投資・財政計画の見直しと適正な水道料金についての検討を行ないます。

§ 7

経営戦略の事後検証と進捗管理

§ 7

経営戦略の事後検証と進捗管理

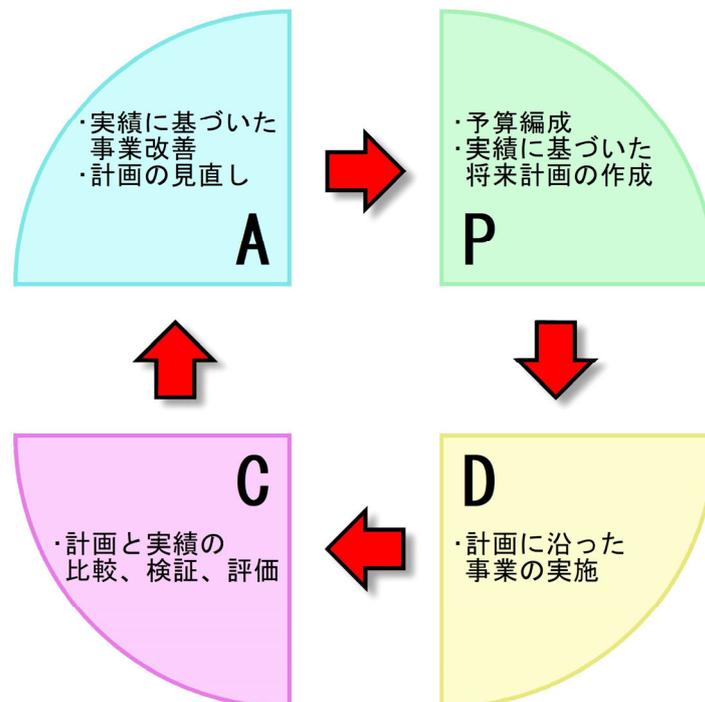


図 7-1 PDCA サイクルによる進捗管理と見直し

7.2 ロードマップ

水道事業における収支構造適正化に向けた取組みロードマップを以下に示します。

料金回収率の向上に向けた取組みとしては、大きく分けて有収水量の確保、維持管理の効率化、料金の適正化の3つが考えられます。

本町では、主に収納率向上を図ることで、有収水量の確保に努めます。維持管理については、現在も浄水施設等において、民間委託を採用し、維持管理の効率化を図っているところですが、更なる効率化を検討していきます。

料金については、投資・財政計画の長期試算では、減少見込みであり、将来的には料金改定が必要と考えられます。また、物価の急上昇などで費用が増大した場合も収支均衡が難しくなることから、随時検証しながら、令和10～12年度にかけて料金改定を検討します。

適切な時期に料金を改定するために、毎年度の決算に基づく検証を行い、計画と大きく乖離した際は、随時検討を行います。

また、大きな乖離が無い場合においても、経営戦略の見直し・改定の時期に合わせて、5年後を目安に料金改定の検討を実施します。

表 7-1 ロードマップ

令和 年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
西暦 20	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
・有収水量の確保										
収納率向上の取組み	[Blue bar from 2026 to 2035]									
・維持管理の効率化										
更なる効率化の検討	[Orange bar from 2026 to 2035]									
包括的民間委託の検討	[Orange bar from 2026 to 2035]									
・料金の適正化										
適正料金の検証	[Green bar from 2026 to 2035]									
料金改定の検討			[Light green bar from 2028 to 2030]					[Light green bar from 2033 to 2035]		
・経営戦略										
経営戦略の改定					○					○
経営戦略の検証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

資料編 用語集

用語集

	用語	用語解説
あ	アセットマネジメント (AM) (Asset Management)	アセット(資産)マネジメント(運用)とは、一般的に土地や建物といった固定資産や株式・債券等の資産を効率的に運用することを示す。上水道などのインフラ(産業や生活の基盤となる施設)に対して、維持・修繕・改築を計画的に実施し、効率的に施設管理を行うための手法であり、ストックマネジメントに財源(収支)を加えた考え方。
	いちにちさいだいきゅうすいりょう 一日最大給水量	年間の一給水量のうち最大のものを一日最大給水量(立方メートル/日)といい、これを給水人口で除したものを一人一日最大給水量(L/人/日)という。
	いちにちへいきんきゅうすいりょう 一日平均給水量	年間総給水量を年日数で除したものを一日平均給水量(立方メートル/日)といい、これを給水人口で除したものを一人一日平均給水量(L/人/日)という。
	いちにちへいきんゆうしゅうすいりょう 一日平均有収水量	漏水及び不明水、無収水量の使用量を除いた蛇口から出る一日当たりの年間平均水量。(m ³ /日)
	いっばんかいけい 一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な歳入と歳出を計上した会計。
	いっばんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金	一般会計と特別会計、基金会計等、会計間における現金の移動のことで、ほかの会計から入る資金。
	いじかんりひ 維持管理費	事業の管理運営に必要な経費のこと。「人件費」(職員の給与費等)や「物件費」(管渠の清掃費、電気代等の動力費、薬品費、施設の補修費、委託費等)のこと。
	ウォーターPPP	水道、工業用水道、下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション(公共施設等運営事業)方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称。
	えいぎょうしゅうえきたいしきんざんだかひりつ 営業収益対資金残高比率	業務運営上必要な資金を確保できているかを表す指標。 この指標が過度に低い場合は、日常の業務運営に支障をきたしかねないことを意味するため、一定水準を確保する必要がある。 ・現金預金残高÷営業収益×100(%)
	おうきゅうきゅうすい 応急給水	地震、濁水および配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水および仮設給水などにより、飲料水を給水することである。
か	かいちく こうしん 改築・更新	老朽化した施設や設備の機能を回復させるために、その全部または一部を再建設、取り替えを行うこと。
	かんろ 管路	水源から取水し、浄水場で浄水処理した水を配水し、各家庭に引き込むまでの地中に埋設している専用の施設・設備の総称。具体的には、導水管、送水管、配水管などで構成されている。
	かんろけいねんかりつ 管路経年化率	法定耐用年数(水道管40年)を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示す。管路経年化率(%) ＝法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長×100
	かんきょうきじゆん 環境基準	環境基本法に規定されている人の健康を保護したり生活環境を保全する目的で、国や地方公共団体が公害防止対策を推進するために設定する、望ましい環境の質のレベルをいう。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音について設定され、水質では河川・湖沼・海域において、利用目的に適応した水質類型をAA、A、B、C等で表し、その達成期間をイ、ロ、ハで表している。
	かんいすいどうじぎょう 簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業。

用語	用語解説
<small>きぎょうかいけい</small> 企業会計	地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むための民間企業と同様の会計方式のこと。
<small>きぎょうさい</small> 企業債	地方公営企業が建設改良事業等に要する資金を確保するために発行する地方債(国等からの長期借入金)。
<small>きほんすいりょう</small> 基本水量	基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲内では実際の使用水量に関係なく、料金や使用料は定額となる。
<small>きほんりょうきん</small> 基本料金	使用水量に関係なく、必要となる経費に対する料金。
<small>きゅうすい</small> 給水	給水申込者に対し、水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて必要とする水を供給すること。
<small>きゅうすいかん</small> 給水管	道路に埋められている配水管(水道本管)から分岐して各家庭に引き込まれている水道管のこと。
<small>きゅうすいくいき</small> 給水区域	水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいう。水道事業者は、この区域内において給水義務を負う。
<small>きゅうすいげんか</small> 給水原価	水道水1m ³ を生産するのにかかる原価を表す。 (経常的費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価))十年間有収水量で求められる。この値が低いほど生産性が高いことを示している。
<small>きゅうすいしゅうえき</small> 給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料(地方自治法225条)をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益であり、通常、水道料金としての収入がこれにあたる。
<small>きゅうすいじんこう</small> 給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。
<small>きゅうすいそうち</small> 給水装置	市が設置した配水管から分かれて、各家庭に引き込まれている給水管、止水栓、水道メータ、じゃ口などを総称して「給水装置」という。
<small>きゅうすいりょう</small> 給水量	給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水量のこと。統計などにおいては、給水区域に対して給水をした実績水量をいう。
<small>きゅうきゅうたんか</small> 供給単価	水道水1立方メートルの平均販売単価を表す。給水収益十年間有収水量で求められる。この値が低いほど、水道利用者へのサービスが良好であることを示している。
<small>くりいれきん</small> 繰入金 (繰出金)	一般会計から水道事業会計へ繰入れる資金のこと。毎年度総務省から繰出基準が通知され、一般会計側から見た際は「繰出金」と呼ばれる。
<small>くりだしきじゆん</small> 繰出基準	繰入金(繰出金)にかかる総務省から通知される基準を指す。水道事業に関しては、例えば消火栓に要する経費について、繰出基準として、「消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする」と定められている。
<small>けいえいしひょう</small> 経営指標	経営分析を行うにあたって、具体的に事業の実態がどのようになっているのか把握し経営改善につなげるため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。
<small>けいえいせんりやく</small> 経営戦略	「経営戦略」は、公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。 その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含

	用語	用語解説
		<p>めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営戦略策定・改定ガイドライン」(総務省より抜粋)
	<small>けいじょうしゅうしひりつ</small> 経常収支比率	<p>料金収入、繰入金等の収益によって、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100(\%)$
	<small>けいひかいしゅうりつ</small> 経費回収率の向上に向けたロードマップ	<p>「少なくとも5年に1回の頻度で、上水道使用料改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載する」</p> <p>「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日・国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長通知より抜粋)</p>
	<small>げんかしょうきゃくひ</small> 減価償却費	<p>時間の経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を費用として計上したもの。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示できる。</p>
	<small>けんしん</small> 検針	<p>料金を賦課するために、各戸の水道メーターで使用水量を確認すること。</p>
	<small>げんすい</small> 原水	<p>浄水処理する前の水。水道原水には大別して地表水と地下水があり、地表水には河川水、湖沼水、貯水池水が、地下水には伏流水、井水などがある。地表水は表流水とほぼ同義語である。</p>
	<small>けんせつかいりょうひ</small> 建設改良費	<p>主に水道の施設整備や改築に使われる経費。</p>
	<small>こういしか</small> 広域化	<p>経営基盤や技術基盤の強化を地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等の多様な形態のことで、市町村の連携体制を構築すること。</p>
	<small>こうえいきぎょう</small> 公営企業	<p>地方公共団体が企業として経営する事業のことで、水道事業、下水道事業、病院事業などがある。</p>
	<small>こうきょうようすいいき</small> 公共用水域	<p>水質汚濁防止法で、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。</p>
	<small>こうじふたんきん</small> 工事負担金	<p>地方公営企業が開発行為者や他企業などから依頼を受けて当該事業の施設工事を行う場合に、その工事に係る負担として依頼者から納付する金銭的給付。水道事業においては、下水道事業からの量水器取替工事負担金や開発行為者からの依頼による配水管の新設などがある。</p>
	<small>こうしん</small> 更新	<p>改築のうち、「対象施設」の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。(対象施設の一部を取り替えることは修繕または長寿命化という)</p>
	<small>こうせい</small> 更生	<p>破損等によって機能が損なわれた管渠の内側に、新たな管を構築し、管渠の機能を回復させること。</p>
	コンセッション事業 (Concession)	<p>上下水道などの公共施設の所有権を公的機関に残したまま、運営権を民間事業者に付与する事業形態。この方式により、民間事業者のノウハウを活用して運営を効率化し、利用者ニーズに沿った質の高いサービス提供を目指します。</p>
さ	<small>ざいむしよひょう</small> 財務諸表	<p>事業の財政状況を示す資料で、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」などがある。これらの作成により、当年度の収益や費用が明らかとなり、その結果、利益あるいは損失など、事業の経営状況が判るほか、年度末時点において事業が保有している資産や負債といった財政状況が把握できるようになる。</p>

用語	用語解説
事業計画 じぎょうけいかく	全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画。
事業認可 じぎょうにんか	水道事業または水道用水供給事業を経営しようとする際に、厚生労働大臣または都道府県知事から受ける認可をいう。この事業認可は、行政法上の公企業の特許に相当するもので、認可を受けないと法の保護を受けることができない。水道事業の経営が自由に行われると、水道事業が乱立し、事業の計画的な遂行が困難となり、水道事業の目的である水を安定して供給することができなくなるおそれがあるので、公共の利益を保護し、公衆衛生を確保するため認可が必要とされる。
資産減耗費 しさんげんもうひ	固定資産を廃棄する際に、帳簿上の残存価値を帳簿から除くための会計処理上の費用。
施設利用率 しせつりようりつ	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体と比較し、状況の把握・分析を行う必要がある。
指定管理者制度 していかんりしやせいど	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等に管理・運営を包括的に代行させることができる制度。
資本的収支 しほんてきしゅうし	施設の建設による支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入のこと。
資本平準化債 しほんへいじゆんかさい	企業債の元金償還期間と実際の上水道施設の減価償却期間が異なっており、減価償却期間の方が長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められる地方債のこと。
社会資本整備総合交付金 しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん	国土交通省所管の地方公共団体向けの補助金を一つの交付金に原則一括した総合的な交付金のこと。道路、河川、上下水道、都市公園、住宅等の基幹事業が含まれている。
収益的収支 しゅうえきてきしゅうし	当該年度の企業の経営活動で発生する収入と、対応する支出のこと。
修繕・修繕費 しゅうぜん しゅうぜんひ	固定資産（建物・構築物・設備など）の能力や耐用年数を維持するために、部分的に補強や取り替えること及びその費用。
従量料金（超過料金） じゅうりょうりょうきん ちようかりょうきん	使用水量に応じて必要となる経費に対する水道料金。水量区分を設け、1 m ³ あたりの料金を決めている。
取水 しゅすい	地表水、河川水、湖沼水及びダム水、地下水から適切な取水施設を使い原水を取り入れること。
出資金 （基準外） しゅつしきん きじゆんがい	資本的支出（建設改良費や企業債の償還元金等）は、資本的収入（国からの補助金、企業債、受益者負担金、基準内出資金等）と補填財源（これまでの利益を基にした積立金や現金の支出を必要としない減価償却費等の内部留保資金）で賄うべきですが、賄いきれない場合に、不足が生じないよう一般会計から受け入れている資金のこと。
出資金 （基準内） しゅつしきん きじゆんない	他会計負担金と同じ考えで、一般会計が繰り出す資金のうち資本的収入にあたるもの。総務省が基本的な考え方（該当する種類や割合等）を定めており、繰出金の一部について、町が受け取る地方交付税等の計算に算入される。
浄水 浄水場 じょうすい じょうすいじょう	河川、湖沼、地下水などから取水した原水は、種々の物質、生物、細菌などが含まれているので、そのままでは飲用に適さない。これらの水中に含まれている物質などを取り除き、飲料用に供するための適切な処理

用語	用語解説
	を行い、水道法に定められた水質基準に適合させる操作をいう。この処理操作を浄水処理といい、それを行う場所を浄水場という。
水源 <small>すいげん</small>	一般に取水する地点の水をいうが、河川最上流部やダム湖などその水の源となる地点の水を指す場合がある。水源の種類には、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水がある。
水源井 <small>すいげんい</small>	地下水をくみ上げるための深井戸です。構造は、約100～150メートルの深さがあり、水中ポンプにより地下水をくみ上げている。
水質基準 <small>すいしつきちんじゆん</small>	水道水が備えなければならない水質上の要件として水道法に規定されている基準のこと。
水質検査 <small>すいしつけんさ</small>	水道法に定める水質（安全で清浄な水）を確保するため、水道事業者に義務付けられた定期及び臨時的検査のこと。色の濁り、味や臭気などのほか、残留塩素や病原菌化学物質などについての検査を行う。検査回数や頻度（毎日 毎月など）は法令で詳細に定められており、市内に設定した検査地点から採水して検査を行う。
水道事業 <small>すいどうじぎやう</small>	般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう。計画給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する規模の小さい水道事業は、簡易水道事業として特例が設けられている。計画給水人口が5,000人を超える水道によるものは、慣用的に水道事業と呼ばれている。
水道施設台帳 <small>すいどうしせつだいちやう</small>	水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記録した電子システム図面。
水道普及率 <small>すいどうふきゆうりつ</small>	行政区域内人口に対する給水人口の割合。
水道法 <small>すいどうほう</small>	明治23年(1890)に制定された水道条例に代わる水道法制（昭和32年法律177号）。水道により清浄で豊富、低廉な水の供給を図ることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。この目的達成のために、水道の布設および管理を適正かつ合理的にするための諸規定や水道の計画的整備 水道事業の保護育成に関する規定をおいている。水道事業のほか、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道についても規定している。
水道メーター（量水器） <small>すいどう りやうすいき</small>	配水管から住宅などに引き込んだ水量を測るための器具。配水管から分岐した給水管に接続されており、通常は敷地内の地下に設置されているため、冬期間も検針ができるように受信機を併せて設置している。水道メーターは「計量法」で8年ごとの取替えが義務付けられており、一般家庭のメーターは有効期限が切れる前に取替えを行う。
ストックマネジメント（SM） （Stock Management）	水道事業におけるストック（施設）マネジメントは、持続可能な水道事業を実施するため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、上水道施設を計画的かつ効率的に管理する手段。国の支援制度（補助金）を受けて、ストック（施設）の改築を実施するためには、本計画に位置づける必要がある。
全体計画 <small>ぜんたいけいかく</small>	将来的な上水道施設の配置計画を定めるもの。
送水 送水管 <small>そうすい そうすいかん</small>	浄水場で処理された浄水を配水池などまで、管路によって送ること。この水道管のことを送水管という。
損益計算書(P/L) <small>そんえきけいさんしょ</small>	予算 決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における経営成績を表すもので、その期間中すべての収益と、これに対応するすべての費用を記載して、その結果（純利益又は純損失）を表示した報告書のこと。

	用語	用語解説
た	貸借対照表(B/S)	予算 決算時に作成する財務諸表のひとつ。企業の財政状況を明らかにするため、一定の時点におけるすべての資産、負債及び資本を総括的に示した報告書のこと。貸借対照表は左右に分かれており、左側(借方)に資産、右側(貸方)に負債と資本を記載する。原則として、 $資産 = (負債 + 資本)$ が成り立ち、左右の合計額が均等となることから、バランスシートとも呼ばれる。
	耐震化	水道施設を地震等災害が発生した場合でも、耐えられるように施設の構造を強化すること。
	ダウンサイジング	水需要減少や技術進歩の伴い施設更新などの際に、施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。配水池の縮小や、管路更新時の小口径化が考えられる。
	耐用年数	固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のことで、施設や設備の種類により異なる。
	地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として、企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法であり、水道事業(簡易水道事業を除く。)などに適用される。
	長期前受金戻入	固定資産取得のために過去に交付された補助金等の内、減価償却が必要な資産に充てたものについて、一旦(勘定科目の)負債に「長期前受金」として計上、整理しこれにより取得した資産の減価償却に併せて、毎年度、減価償却相当額を収益として計上、処理するもの。
	長寿命化	改築のうち、「対象施設」の一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。管渠においてはライニング等の更生工法のことをいう。
	調定件数	上水道料金の請求にあたり検針を行った件数を示す。
	導水 導水管	原水を取水施設から浄水場まで送ること。導水の方法としては、自然流下方式とポンプ圧送方式に分類される。この水道管のことを導水管という。導水管には、河川から貯水池を経由して浄水場に送る管と水源井から浄水場に送る管等がある。
	動力費	機械設備等の運転に必要な電力料及び燃料費等。
	独立採算制	公営企業が、その経費を事業経営に伴う収入で賄う方式のこと。水道事業などの地方公営企業においては、地方公共団体の営む事業として一般会計において負担する経費を除き、独立採算の原則に基づいている。
	特別利益 損失	事業の通常の経営に伴うものではなく、その発生の事実が過去の年度に属すると考えられる収入及び支出や、災害損失等のため臨時かつ巨額の支出が必要とされるものなど、経常的な損益計算に算入されないもの。主に特別利益は退職給付引当金戻入など引当金の戻入が計上され、特別損失は過年度修正損を計上する。
は	配水 配水管	浄水場において製造された浄水を、水圧、水量、水質を安全かつ円滑にお客さまに輸送すること。市内全域に網の目状に張り巡らされ、各家庭の前まで浄水を送り届けるこの管を配水管という。配水管から分岐して各家庭につながる管は、給水管といい、配水管とは区別される。

	用語	用語解説
	はいすいち 配水池	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量および消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とする。
	はいすいりょう 配水量	浄水場から送り出した水量のこと。1年間の配水量を「年間総配水量」（又は年間給水量）といい、有効率・有収率の計算の基礎に用いられる。
	パブリックコメント (パブコメ) (Public Comment)	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。
	ふきゅうりつ 普及率 すいどうふきゅうりつ (水道普及率)	給水区域内人口のうち、実際に給水している人口の割合のこと。 ・普及率(%) = 給水人口 / 給水区域内人口 X 100
	ふさい 負債	他人に払うべき金銭債務。 資産から負債を差し引いた残額が企業の正味財産額となり、元入れの資本額との増減を見て損益の発生を知ることができる。固定負債、流動負債、繰延収益。
	ほじょきん 補助金	国庫補助金と一般会計補助金がある。
	ほうかつてきみんかんいたく 包括的民間委託	民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運転・維持管理について民間事業者の裁量に任せるという性能発注の考え方に基づく委託方式。
	ほうていたいようねんすう 法定耐用年数	日本の税法では、法令で定められた耐用年数をもとに、税務処理を行う決まりとなっており、各資産に関して法令で画一的に定められている耐用年数を「法定耐用年数」と呼ぶ。
	ほてんざいげん 補填財源	水道施設の建設改良に必要な経費である資本的収支における財源不足を補い、収支のバランスをとるために使用される財源のこと。減価償却費などの現金の支出を伴わない費用などによって内部に残る資金などがある。
や	ゆうけいこていしきんげんかしょうきやくりつ 有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標。資産の老朽化度合を示している。明確な数値基準がないため、経年比率や類似団体と比較し、状況の把握・分析を行う必要がある。
	ゆうしゅうりつ 有収率	施設の稼働が収益につながっているかを表す指標。 100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている。 ・年間有収水量 ÷ 汚水処理水量 × 100(%)
ら	ライフサイクルコスト (LCC) (Life Cycle Cost)	機械や構造物などの費用を、建設・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。生涯費用ともよばれる。
	りょうきんかいしゅうりつ 料金回収率	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標。料金水準等を評価することが可能である。 回収率が高いほど料金の収益性が良いとされる。 100%を下回っている場合、給水にかかる費用を給水収益以外で賄っていることを意味する。
	りょうきんすいりょう 料金水量	料金徴収の基礎となった水量。 計量栓については各戸メーターによって計量した実使用水量。
	りょうすいき 量水器	水道メーターと同様。

	用語	用語解説
	類似団体 <small>るいじだんたい</small>	総務省の水道事業経営指標より、水道事業を運営する全国の団体を、規模別、地理的条件別、事業進捗度別に分類した同じグループの団体のこと。
	連続実質赤字比率	公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
	老朽化 <small>ろうきゅうか</small>	時間の経過により状態や機能、品質が低下すること。上水道施設は水源施設、導水施設、浄水施設、排水施設、管路施設に分類され、管路施設の場合、老朽化が進行するとクラック（ひび）、コンクリート強度の低下、鉄筋の腐食が生じたりする。
	漏水 <small>ろうすい</small>	漏水には、地上漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水とがある。件数で比べると、90%相当が給水管関係の漏水と見られており、管の材質、老朽度、土壌、腐食、地盤沈下、施工不良、または舗装厚、大型車両化による路面荷重、そして他工事における損傷など、ありとあらゆる要因が漏水を発生させる原因となる。
P	PDCA (サイクル)	Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(改善)の4段階のサイクルのことで、最後のActionを次のPDCAにつなげ、1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ)させて、継続的に業務改善を行う手法。
	PFI	Private Finance Initiativeの略。 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。
	PPP	Public Private Partnershipの略。 行政と民間事業者が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。民間の資金やノウハウを活用することで、公共施設の建設・維持・運営の効率化や、行政サービスの質向上を目指す。

大江町建設水道課

〒990-1101

山形県西村山郡大江町大字左沢 882 の 1

TEL (0237) 62-2117 (直通)

FAX (0237) 62-4736 (代表)

■ ホームページ (代表)

<https://www.town.oe.yamagata.jp/>

■ 電子メールアドレス

suido@town.oe.yamagata.jp